

第3章 史跡高遠城跡の概要

第1節 高遠城跡の歴史概要

1 高遠城の築城

前章第3節で触れたとおり、高遠は古くから諏訪氏の勢力圏にあり、14世紀頃には諏訪氏から分かれた高遠氏が一円を治めていましたが、戦国時代になると、信濃へ侵攻してきた甲斐の武田信玄が、南信濃攻略の足がかりとして高遠を押さえました。その頃の高遠城やその周辺の状況は明らかではありませんが、武田信玄の家臣である駒井政武が記した『高白斎記』という記録に、当時の高遠城を考える手がかりとなる記載が見られます。これによると、信玄に攻められた高遠頼継は、天文14年(1545年)4月17日に城を出て降参(自落)しており、翌18日に信玄は高遠屋敷に入り、そこを陣所としました。屋敷と城の位置関係は不明ですが、信玄が高遠氏の屋敷や城を接收したことがうかがえます。

天文16年(1547年)には「高遠山ノ城鋏立」とあり、これが高遠城に関わる記録の初見です。「鋏立」とは築城に関わる儀式で、この時信玄が高遠氏から接收した城を改修したのか、新たな場所に築城したのかは明らかではありませんが、武田氏が高遠城の築造に大きく関わったことを示しています。

2 戦国時代・安土桃山時代の高遠城

武田氏時代、高遠城の城主には当初秋山虎繁が就きました。その後永禄5年(1562年)には信玄四男の諏訪勝頼が就き、勝頼が武田家の後継者として甲府に呼び戻された後は、信玄弟の信廉や信玄五男の仁科盛信(信盛)が城主となりました。信玄の近親者ばかりが高遠城主になったのは、ここが武田氏にとって伊那郡における支配拠点であり、遠江、信濃、甲斐を繋ぐ交通の要所として重要視されたからです。

武田氏による高遠支配は35年ほど続きましたが、織田信長が勢力を拡大する中で、高遠城は武田対織田の壮絶な戦いの場となりました。

天正10年(1582年)3月2日、高遠城主であった盛信は敵方の総大将であった信長の嫡男、信忠からの降参の要請に応じず城に籠り、数千の兵で数万の軍勢を相手に一戦を交えました。織田勢の大軍にひるむことなく戦った盛信でしたが、城は1日と持たず、多くの家臣は討ち死にし、盛信も自害し、高遠城は激戦の末に落城しました。織田軍に攻められた城の中には、戦わずして明け渡した城も多い中で、高遠城は最後まで戦い尽くした城でした。『信長公記』や『高遠記集成』、『晴清忠義伝』等の軍記物に記された落城をめぐる物語は、多くの人に語り継がれています。

高遠城落城から時をおかず、甲斐の本国にいた武田勝頼も織田信忠に攻められ、戦国大名武田氏は滅亡しました。一方、武田氏を滅ぼした織田信長もわずか3ヵ月後に京都の本能寺で命を落とし、支配者を相次いで失った高遠を含む信濃国全体が混乱に

陥りました。こうした状況の中高遠城を手に入れたのは、藤澤郷(現在の伊那市高遠町藤澤)に本拠を置いていた武田家旧臣の保科正直でした。正直は北条氏の力を借りて高遠周辺を押さえ、その後徳川家康の配下となり高遠城主となりました。

天正18年(1590年)に豊臣秀吉の命を受けた家康が江戸へ移ると、保科正直も付き従い、下総国多胡(現在の千葉県香取郡多古町)へ移りました。正直が去った後の高遠城は、秀吉政権の下、毛利氏、京極氏の領地となりましたが、城主は置かれず、代官が派遣される形で統治されました。

戦国末期の落城で壊滅的な状態になった城は、江戸時代初期までに大改修が行われたと言われ、それまで城の東側にあった城下町を西へ移し、古くからの門前町を新たに城下町に取り込む形で再編成が行われました。明治2年(1869年)に中村元起が著した『板町落葉』には、「古意ヲ存スト云ヘシ故ニ、大手ハ東搦手ハ西ナリト落城ノ時マテ云傳ヘシナリ」とあり、城の大手(正面入口)を東側から西側に変更したというのが江戸時代の認識だったとみられます。地形的に見ても、築城当時は大手が東側にあったと考えられ、現在の搦手に遺る大きな堀切からは、敵の侵入に備えて尾根を遮断し、防御を固めた戦国時代の城の姿の一端を示しています。

3 江戸時代の高遠城と主な遺構

江戸時代の高遠城は、高遠藩(石高3万3千石)の政庁となり、明治5年(1872年)の廃城まで約270年間、保科氏、鳥居氏、内藤氏という三家の大名が入れ替わりで城主に就きました。

保科氏は慶長6年(1601年)から寛永13年(1636年)までの35年間、保科正光と保科正之2代にわたって城主を務めた後、出羽国最上(現在の山形県)へ転封しました。同年、保科氏に代わって鳥居忠春が高遠に入封しましたが、2代目の忠則が元禄2年(1689年)に自害し領地没収となると、高遠城は一時幕府の預かり地となりました。

その後、元禄4年(1691年)に内藤清枚が入封すると、高遠城は明治維新までの約180年間、8代にわたり内藤氏の居城となりました。地域には、最も治世が長い内藤氏時代の古文書や記録、絵図等多岐にわたる資料が遺り、これらの資料を通して、当時城内にあった施設(御殿や役所の建物、門、櫓、番所、馬屋、蔵、神社、藩校、庭園等)や、その利用形態を知ることができます。

近世の高遠城を描いた絵図のうち、制作年代が最も古く信憑性が高いものは「信州高遠城之絵図」(71頁「表.高遠城絵図資料一覧」資料No.34)です。これは正保元年(1644年)に江戸幕府が諸藩に命じて作成させた、通称「正保城絵図」と呼ばれる絵図群に含まれる1枚です。この絵図には鳥居氏時代の城の状況が描かれていますが、鳥居氏以前の保科氏時代である寛永年中(1624~1636年)の状況を写した城絵図「高遠旧図」(70頁「表.高遠城絵図資料一覧」資料No.5)や、後の内藤氏時代の城絵図「高遠城図」(71頁「表.高遠城絵図資料一覧」資料No.24)と比較しても曲輪の構成に大きな変化は見られません。現在の曲輪配置は、江戸時代初期とほぼ変わっていないことが分かります。



図. 「諸国城郭絵図 信州高遠城之絵図」(国立公文書館 所蔵)

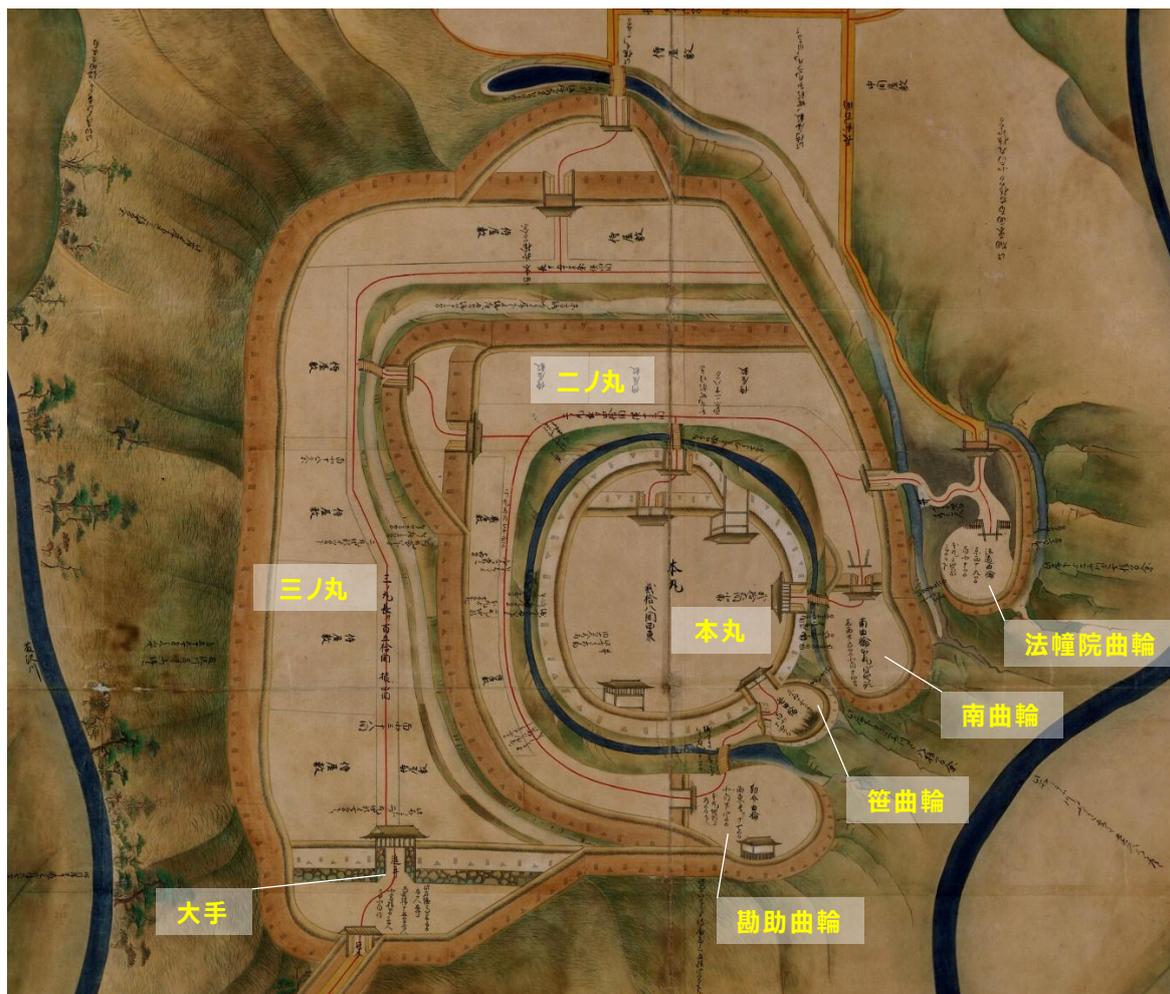


図. 「諸国城郭絵図 信州高遠城之絵図」(国立公文書館 所蔵) 部分拡大

[高遠城と城下の空間構成]

高遠城を中心に武家屋敷が周囲を取り囲むようにあり、その大部分は城の東側に並んでいました。城の西側にある三峰川と藤沢川の合流点付近の両岸にも武家屋敷はありましたが、藤沢川以西は大部分が町人の居住区である町人町となっていました。鉾持町、下モ町、中町、本町、横町、下り町、清水町、新町、袋町、勢利町の町方十町に加え、幕末の文久年間(1861～1864年)には、相生町、多町の2町が新設されました。武家屋敷や町人町の周縁部に複数の寺院が配置されています。

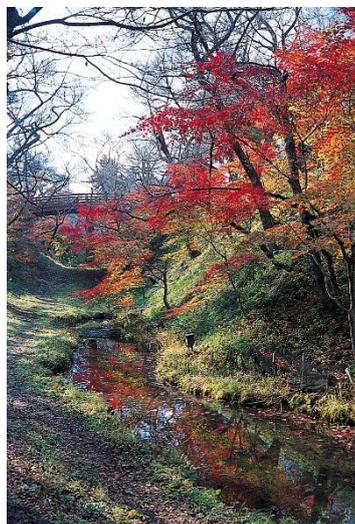
[城郭の構造]

高遠城の曲輪配置は、江戸時代の状況をよく遺しており、本丸、二ノ丸、南曲輪、笹曲輪、法幢院曲輪、勘助曲輪、三ノ丸の7つの曲輪で構成されています。築城以前の地形は、東から西に向かって下る緩やかな傾斜地であったとみられますが、造成して平坦面が造られています。本丸の東に二ノ丸、南に南曲輪と法幢院曲輪を置き、本丸から一段下がった南西側に笹曲輪、本丸から大きく下がった西側に勘助曲輪が置かれています。二ノ丸の東から北にかけて取り囲むように三ノ丸がありますが、西に下る傾斜地を切り盛りして、階段状の平坦面が造られています。

[堀・土塁]

本丸と二ノ丸、南曲輪、法幢院曲輪の周囲には堀がめぐらされているほか、三峰川に面した南側の斜面には、複数の堅堀が見られます。ほとんどは空堀ですが、本丸周囲の堀底からは自然と水が湧き出ており、水堀のようになっていた場所もあったと考えられます。

曲輪の内縁には、防御のために土を盛った土塁が築かれ、土塁の上には塀が築かれていました。現在、本丸内の東縁部と南縁部、二ノ丸内の東縁部で土塁が確認できますが、最も残存状況がよいのは、二ノ丸の土塁です。



本丸周囲の内堀



三峰川へ落ちる堅堀



二ノ丸東縁部の土塁

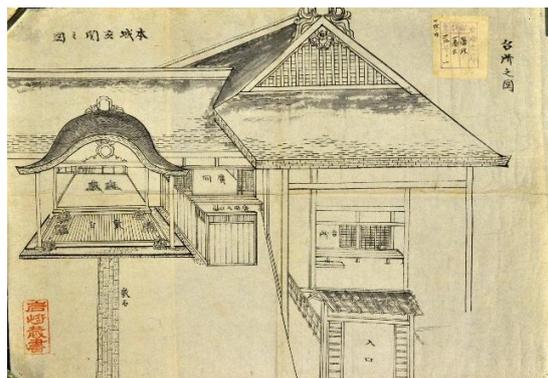
[本丸]

本丸は約 60m 四方の正方形で、東側に虎口が設けられています。虎口は内枘形になっており、冠木門と櫓門が備えられていました。南側には 2 箇所門があり、それぞれ笹曲輪や南曲輪へ向かう道に通じていました。東側の曲輪の東側と南側の内縁には土塁が遺ります。

本丸の中央には、藩主の居住空間と藩政を執り行う政治空間を併せ持つ本丸御殿がありました。御殿は元々平屋建てでしたが、幕末になると奥向きに 2 階が増築されました。天守はなく、北東を除く各方角の隅に二階建ての櫓が合計 3 棟ありました。



現在の本丸



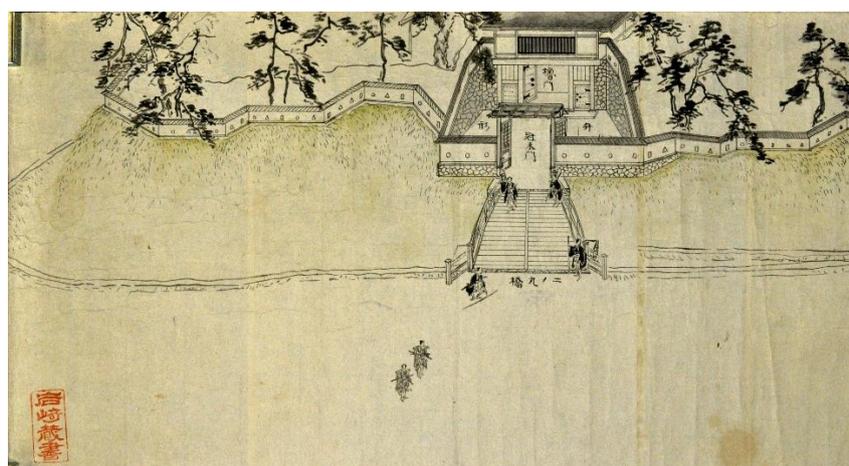
江戸時代の本丸御殿玄関
「高遠城玄関・台所ノ図」
(伊那市立高遠町図書館 所蔵)

[二ノ丸]

二ノ丸は北側に虎口が設けられており、内枳形に冠木門と櫓門がありました。門から曲輪内に入ると、武術稽古や藩士らが一同に揃う儀式等が行われる広庭(多目的に利用された広いスペース)があり、二ノ丸内東側の区画には、馬屋や武器蔵等がありました。

東側の内縁には土塁が遺り、南側の現状では幅が約9m、高さ約1.6mとなっています。

二ノ丸が描かれた様々な絵図の描写を見ると、北側の縁はジグザクに屈曲して描かれており、江戸時代には防御や攻撃のため、屏風折れ状に土塁や塀が設けられていた可能性があります。



江戸時代の二ノ丸門
「高遠城外郭図」(伊那市立高遠町図書館 所蔵) より部分拡大

[南曲輪]

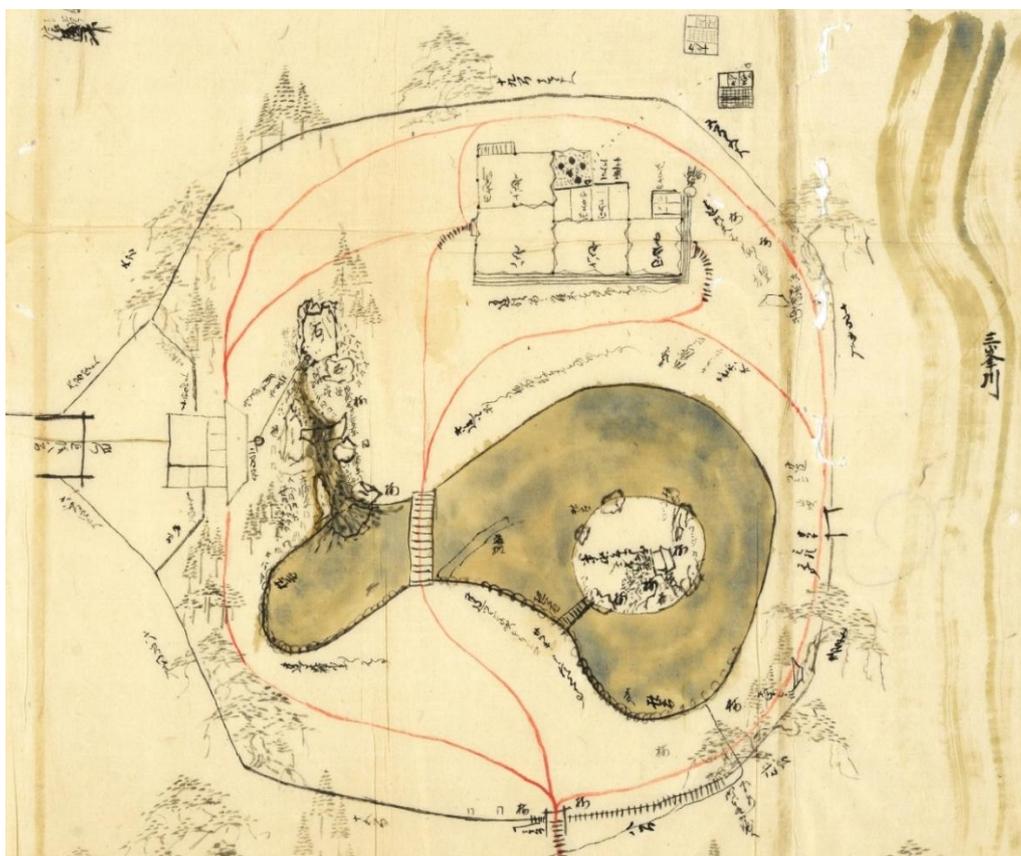
南曲輪は本丸より一回り小さく、一辺が約 50mの曲輪です。現在本丸とつながる土橋の上から左右の堀を見ると、曲輪の造成時に造られた切岸が見えます。この土橋は本来無く、本丸と南曲輪を結ぶ動線は、堀へ下りて行き来する道になっていました。大正 11 年(1922 年)に本丸の土塁が削られ、堀が埋め立てられて土橋となり、現在は直接本丸と南曲輪を行き来できる形になっています。



南曲輪の切岸

一方、土橋で二ノ丸とつながる形状は、江戸時代からの形を踏襲しています。

南曲輪には、文化年間(1804~1818 年)に造営されたとみられる回遊式庭園や茶室がありました。曲輪内を描いた絵図によると、中央の池には城の東方月蔵山麓にある樋ヶ沢と落花沢、矢沢から沢水が引かれており、滝から池へ水を落としていました。城内へ引かれた水や沢から城内へ続く引水路は「御用水」と呼ばれていました。池の周囲には、四季に応じて色とりどりの花が鑑賞できるように梅や山吹、桜、サツキやキリシマツツジ、杜若、藤等が植えられていました。この庭園は現在遺っていません。



江戸時代の南曲輪庭園絵図

「御城内引水略絵図」(伊那市立高遠町図書館 所蔵)より部分拡大

〔笹曲輪〕

笹曲輪は本丸の南に隣接する曲輪で、本丸から一段低い位置にあります。周囲に笹が多く生育していることから、この名前になったと伝えられます。江戸時代には稲荷社があり、藩主は参勤交代で国許へ帰る度に参拝を欠かしていませんでした。



笹曲輪の状況

〔法幢院曲輪〕

法幢院曲輪は、東西方向に城内の南の端にある曲輪で、曲輪から直接城外へ抜ける虎口があります。

戦国時代、ここには「法幢院」というお寺があり、高遠城の戦いの後も戦死者を弔う法要が行われたと伝えられます。寺は文禄元年(1592年)に城外へ移りましたが(現在の桂泉院)、その後も法幢院曲輪と呼ばれました。



法幢院曲輪と南側の堀

現在の地表面は南曲輪とほぼ同じ高さですが、正保城絵図には「本丸より地形三間下」とあり、江戸時代には現状より5m以上低い位置に地表面があったと考えられます。

〔勘助曲輪〕

「勘助」とは、武田信玄の家臣の山本勘助のことで、江戸時代に高遠藩士星野葛山が記した『高遠記集成』には、武田信玄が高遠城を改修した際、山本勘助の指示で新たに西の方に曲輪を付け増し、城内所々の縄張りを改めたことから、新たに造られた曲輪を「勘助曲輪」と呼ぶようになったとあります。

江戸時代には稲荷社があり、2月の初午の例祭には城下の人々も自由に参拝が許され、狂言芝居や富くじ等も行われ、大変賑やかだったと伝えられます。

現在の曲輪周辺は、江戸時代とは大きく変わっており、かつて勘助曲輪と三ノ丸武家屋敷の間にあった大きな堀(鍛冶堀)は埋められ、現在は広い駐車場になっています。



勘助曲輪の現在の様子

[三ノ丸・進徳館]

三ノ丸には、藩主の子どもが暮らした御殿や重役家臣の屋敷、普請役所等の役所建物がありました。移り変わりを見ると、鳥居氏時代には三ノ丸に家老等の要職にある家臣8名の屋敷がありましたが、内藤氏時代の幕末になると、武家屋敷は2名分に減り、代わりに藩主の子どもが暮らす御殿や学問所、普請役所等の役所機関が置かれています。江戸時代中期以降に安定した時代になると、城内の警固も緩やかになり、屋敷割や家臣の配置が変化していったと考えられます。

また、幕末の万延元年(1860年)には、空き屋敷となっていた家老屋敷を利用して藩校が開設されました。茅葺の平屋八棟造りで、珍しい構造であったと言われています。敷地内にはサクラ、カエデ、モミ、カラマツ、ヒノキ等の樹木が植えられていました。教場内には孔子と四聖人を祀る聖廟が設けられ、文学部と武学部それぞれで漢学、筆学、馬術、剣術、槍術、砲術等を学び、文武両道の向上が図られました。当初は三ノ丸学問所と呼ばれていましたが、後に江戸昌平坂学問所の大学頭、林学齋により進徳館と命名されました。明治4年(1871年)の閉校まで、通算500名の藩士の子弟が学んだと言われ、音楽教育や体操教育の導入、発展に貢献し、教科書編纂に尽力した伊澤修二や、林業の振興に尽力し近代林学の父と呼ばれた中村弥六等を輩出しています。

現在遺る進徳館の建物は、明治以降に一部改変されているものの、城内に唯一遺された江戸時代の建



三ノ丸に遺る藩校進徳館の建物

物遺構です。

高遠城は「槻の城」とも言われており、城の周囲には多くのケヤキが植えられていました。廃城時の記録から、三ノ丸北側堀下の斜面にはケヤキの他、サワラ、クリ、ヒノキ、チンピ等の樹木が植えられていたことが分かっています。

[大手 門と枡形石垣]

城下から城に続く坂を上りきったところに、大手門(櫓門)がありました。大手門は廃城の際に取り壊され、民間へ払い下げられましたが、太平洋戦争後に城内へ戻されました。高さや間口を縮める等、江戸時代と比べて規模は小さくなっていますが、現在も大手の近くに建っています。

高遠城は石垣をほとんど用いない土造りの城ですが、大手の枡形には石垣が築かれていました。城下の町や街道から城を見上げると、櫓門と石垣で固められた大手の様子がよく見え、城の威厳を保っていました。現在、大手跡にはこの石垣の一部が遺っています。現在の高さは3m弱ですが、天端が揃っていないことから、江戸時代には今以上の高さがあったと考えられます。



縮小されて遺る旧大手門



大手枡形跡の石垣

[搦手]

江戸時代、搦手には櫓門や番所があり、櫓門の中には時を告げる太鼓が置かれていました。現在、空堀の一部が埋められて土橋となり道路が通っていますが、江戸時代は堀に木橋が架けられており、搦手から堀を越えた城外は武家屋敷地となっていました。現在も城の東には武家屋敷の屋敷割が遺っています。



江戸時代の搦手門周辺

『高藩探勝』絵巻より「搦手警衛」（伊那市立高遠町歴史博物館 所蔵）

4 高遠城の廃城と城跡の公園化

明治5年(1872年)、明治政府の方針により高遠城は廃城となりました。政府は御殿や門、土蔵等の建物を始め、障子や襖、釘隠しといった建具、礎石、庭石、樹木にいたるまで、あらゆるものを民間へ払い下げ、明治6年(1873年)7月までに建物は残らず取り壊されました。

政府が進めていた公園づくりの方針を受け、明治8年(1875年)10月、高遠城跡の公園化が決まりました。この時公園地となった範囲は、本丸と南曲輪、笹曲輪、勘助曲輪で、筑摩県は地元の東高遠町に対し、公園となった区域内を修繕し、永久保存するための計画を立てるように指示を出しています。地元の東高遠町では、公園に花が咲く樹や実がなる樹等を植えたいと考え、明治9年(1876年)7月に河合村(現在の高



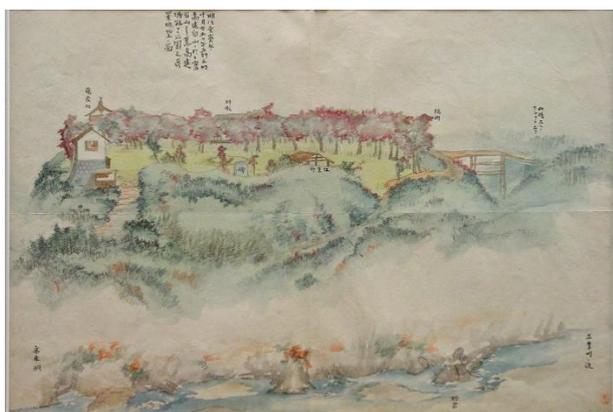
江戸時代の桜ノ馬場

『高藩探勝』絵巻より「桜馬場春駒」（伊那市立高遠町歴史博物館 所蔵）

遠町小原)の「桜ノ馬場」から、芝草やサクラのひこばえを掘り取り、公園に植樹しました。「桜ノ馬場」は高遠城下にあり、江戸時代には武士が馬の調練等を行っていた場所で、その名のとおり馬場の両脇にサクラの大木が並ぶ、高遠藩内で最も有名な景勝地でした。新たな時代を迎え、新公園の景色づくりとして、歴史ある景勝地のサクラが求められ、「桜ノ馬場」のサクラが移植されましたが、この時植えられたサクラが、現在のサクラのルーツとなっています。

サクラの成長につれ、花見を楽しんだり、樹の下で運動会をしたりと、地域の人々に親しまれる場所になっていった高遠公園には、休息所や碑等、様々な施設が建てられました。本丸跡には、廃城以前に城内にあった旧藩主内藤家の祖先を祀る「藤原神社」や仁科盛信を祀る「新城神社」が再建されました。また、江戸時代には搦手門内にあつて時を告げていた太鼓を置く太鼓櫓や公園化を記念する「高遠公園碑」が新たに建てられ、大正時代になると本丸跡を郷土出身の偉人を顕彰する場にしようとする動きが生まれ、大規模な顕彰碑や胸像が建てられました。しかし、こうした事業とひきかえに、建設地にあつた土塁は削られ、材料運搬の妨げとなった南側の内堀は埋め立てられて土橋となりました。本丸虎口周辺も大正4年(1915)までに大きく改変され、かつての枡形内部を通る歩道の両側に石垣が造られました。

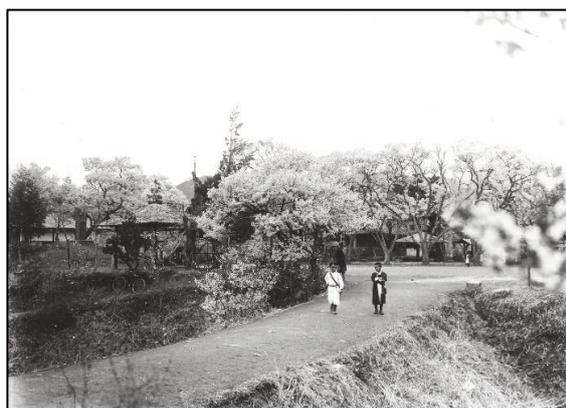
その後、昭和初期には200畳の大広間を持つ大規模な和風建築の高遠閣が建設され、法幢院曲輪跡地が新たに公園地になったほか、太平洋戦争後には園内全域で次々とサクラの補植が行われました。城下にあつた問屋役所の門(問屋門)が本丸虎口跡に移築されたのも戦後で、このように、150年かけて続けられた公園づくりが、史跡景観と公園景観が融合した現在の高遠城跡の姿をつくりあげたのです。



明治23年10月の本丸跡

池上秀畝画

「旧高遠城跡なる公園の真景眺望の図」
(信州高遠美術館 所蔵)



本丸と南曲輪の間に築造された土橋

(大正4年)

伊那市立高遠町図書館所蔵古写真アルバムより

表. 高遠城に関わる歴史年表

| 和暦 | 西暦 | 内容 |
|-------|------|--|
| 承久3年 | 1221 | 承久の乱以降、高遠信員が領主不在の高遠城主になる |
| 天文14年 | 1545 | 高遠頼継が武田信玄配下になり、高遠は武田領となる |
| 天文16年 | 1547 | 3月、「高遠山ノ城鋤立」が行われる（『高白斎記』より） |
| 弘治2年 | 1556 | 秋山虎繁が伊那郡代として高遠城主になる |
| 永禄5年 | 1562 | 諏訪勝頼が伊那郡代として高遠城主になる |
| 元亀2年 | 1572 | 高遠城で勝頼の母、諏訪御料人の十七忌供養が行われる |
| 元亀2年 | 1571 | 武田信廉が高遠城主になる |
| 天正元年 | 1573 | 仁科盛信（信盛）が高遠城主になる |
| 天正10年 | 1582 | 3月、織田信忠が高遠城を攻め、落城する |
| 天正10年 | 1582 | 高遠は織田領となり、伊那郡は毛利秀頼が治める |
| 天正10年 | 1582 | 6月、本能寺の変により、織田信長が没する |
| 天正10年 | 1582 | 8月、武田旧臣保科正直が高遠城に入る |
| 天正10年 | 1582 | 徳川家康に臣従した保科正直が高遠を安堵される |
| 天正18年 | 1590 | 保科正直が家康に従い、下総多古へ移る |
| 天正18年 | 1590 | 毛利秀頼が伊那郡を治め、高遠城代に勝斎が就く |
| 文禄2年 | 1593 | 毛利氏に代り、京極高知が伊那郡を治め、高遠城代に岩崎左門重次が就く |
| 慶長6年 | 1601 | 保科正光が25,000石で入封 |
| 元和3年 | 1617 | 2代将軍徳川秀忠の子、幸松（保科正之）が保科氏の養子になる |
| 寛永8年 | 1630 | 保科正之が家督を継ぎ、高遠城主になる |
| 寛永13年 | 1636 | 保科氏が出羽最上へ転封となり、鳥居忠春が高遠に入封する |
| 正保元年 | 1644 | この頃、城絵図を作成し、幕府に提出する（正保の城絵図） |
| 正保3年 | 1646 | 鳥居忠則が家督を継ぎ、高遠城主になる |
| 元禄2年 | 1689 | 鳥居家が領地没収となり、高遠領は松本藩水野氏の預かり地となる |
| 元禄4年 | 1691 | 内藤清枚が入封する |
| 元禄4年 | 1691 | 5月、高遠城の修築願が出される（石垣修理と堀への土砂流出対応） |
| 元禄6年 | 1693 | 高遠城の修築願が出される（笹曲輪の家を取壊し、垣根を塀に直す） |
| 宝永4年 | 1707 | 地震により、崩壊した高遠城修理の申請する |
| 正徳4年 | 1714 | 内藤清枚の死により、内藤頼卿が城主となる |
| 享保3年 | 1718 | 地震で城内の石垣や土塁、武家屋敷に被害が出たため、幕府から修築許可を得る |
| 享保4年 | 1719 | 城内二ノ丸より出火し、藩重臣の邸宅を類焼する |
| 享保10年 | 1725 | 大地震により、高遠城の各所で被害を受け、修築願いを幕府に提出する |
| 享保20年 | 1735 | 内藤頼卿の死により、内藤頼由が城主となる |
| 安永5年 | 1776 | 2月、内藤頼由の隠居に伴い、内藤頼尚が城主となる |
| 安永5年 | 1776 | 10月、内藤頼尚が死去し、12月に内藤長好が城主となる |
| 寛政3年 | 1791 | 内藤長好の死去に伴い、内藤頼以が城主となる |
| 文化11年 | 1814 | 月蔵山麓樋ヶ沢から城内へ引水する（御用水）ため、高遠焼を始め、土管を製作する |
| 文政3年 | 1820 | 内藤頼以の隠居に伴い、内藤頼寧が城主となる |
| 天保2年 | 1831 | 中村元恒が城内へ仁科盛信の霊「新城神」を勧請する |
| 弘化2年 | 1845 | 御用水の水量を増やすための工事を行い、翌年通水する |

| 和暦 | 西暦 | 内容 |
|-------|------|------------------------------------|
| 安政6年 | 1859 | 内藤頼寧の隠居に伴い、内藤頼直が城主となる |
| 万延元年 | 1860 | 城内三ノ丸に藩の学問所「進徳館」を創設する |
| 明治2年 | 1869 | 版籍奉還 内藤頼直は知藩事となり、高遠藩知事に任命される |
| 明治4年 | 1871 | 3月、内藤頼直が武具や武器を領内神社に奉納する |
| 明治4年 | 1871 | 7月、廃藩置県により高遠藩から高遠県となる |
| 明治4年 | 1871 | 11月、府県統合により、高遠県は松本県ほか6県と統合し、筑摩県となる |
| 明治5年 | 1872 | 内藤頼直が武具や武器を領内の役筋の者に与える |
| 明治5年 | 1872 | 2月、高遠城を明治政府へ引き渡し、以後筑摩県の管轄におかれる |
| 明治5年 | 1872 | 9月、城内樹木や建造物等が入札にかけられ、下寺徳次郎ら3名が落札 |
| 明治5年 | 1872 | 11月、下寺徳次郎らが建物や立木の競売を行う |
| 明治6年 | 1873 | 1月、明治政府、公園造りを推進(太政官布達第16号) |
| 明治6年 | 1873 | 7月、建物の取り払いが完了する |
| 明治6年 | 1873 | 12月、立木の取り払いが完了する |
| 明治8年 | 1875 | 11月、政府の申し出により、橋の取り払いを見合わせる事が決まる |
| 明治8年 | 1875 | 6月、高遠城跡の公園申請が提出される |
| 明治8年 | 1875 | 10月、高遠城跡地の公園化が決定する |
| 明治9年 | 1876 | 城下の桜ノ馬場から、サクラの苗や芝を移植する |
| 明治10年 | 1877 | 太鼓櫓を白山より本丸内へ移築する |
| 明治13年 | 1880 | 搦手の堀を埋めて、土橋にする |
| 明治14年 | 1881 | 高遠公園碑が本丸に建立される |
| 明治30年 | 1897 | 南曲輪に靖国招魂碑が建立される |
| 大正11年 | 1922 | 本丸に中村元恒・元起記念碑が建立される |
| 大正11年 | 1922 | 記念碑建立に伴い、本丸と南曲輪の内堀を埋め、土橋を築く |
| 大正14年 | 1925 | 運動場造成のため、二ノ丸西先端を削り、鍛冶堀を埋める |
| 昭和11年 | 1936 | 二ノ丸に高遠閣を建設する |
| 昭和14年 | 1939 | 南曲輪と法幢院曲輪の間に白兔橋が造られる |
| 昭和14年 | 1939 | この頃法幢院曲輪が新たに公園地になる |
| 昭和20年 | 1945 | 靖国招魂碑を埋めて隠す |
| 昭和23年 | 1948 | 三ノ丸跡地に長野県高遠高等学校を新築する |
| 昭和24年 | 1949 | 本丸虎口に城下の問屋門を移築する |
| 昭和25年 | 1949 | 失業対策事業として二ノ丸を削り、勸助曲輪の運動場を拡張する |
| 昭和28年 | 1951 | 靖国招魂碑を再建する |
| 昭和33年 | 1958 | 高遠城跡を含む三峰川流域一帯が三峰川水系県立公園に指定される |
| 昭和35年 | 1960 | 高遠のコヒガンザクラ樹林が長野県天然記念物に指定される |
| 昭和35年 | 1960 | 進徳館が長野県史跡に指定される |
| 昭和39年 | 1964 | 高遠城跡が長野県史跡に指定される |
| 昭和48年 | 1973 | 高遠城跡(進徳館を含む)約12.6haが国史跡に指定される |
| 昭和51年 | 1976 | 城跡内の5.5haが都市公園法に基づく都市公園「高遠城址公園」になる |
| 昭和59年 | 1984 | 三ノ丸にあった高遠高等学校が史跡外へ移転する |
| 平成14年 | 2002 | 高遠閣が登録有形文化財になる |
| 平成18年 | 2006 | 日本100名城に選定される |

第2節 史跡指定に至る経緯

昭和35年(1960)2月11日

城内三ノ丸跡地の藩校進徳館が長野県史跡に指定される。(指定面積482坪)

昭和39年(1964)8月20日

高遠城跡が長野県史跡に指定される。(指定面積4町1反6畝17歩 約4.1ha)

昭和48年(1973)5月26日

高遠城跡が、藩校進徳館を含め国の史跡に指定される。

(指定面積126,210.48㎡ 約12.6ha)

第3節 史跡指定の状況及び指定地内の状況

1 指定告示

昭和48年5月26日付け文部省告示第95号

(1)名称 高遠城跡

(2)所在地及び地域

長野県上伊那郡高遠町大字東高遠字城跡

2297番-1、2297番-イ、2297番-ロ、2297番-ハ、2297番-ニ、
2297番-ホ、2297番-ヘ、2297番-ト、2297番-チ、2297番-
リ、2298番-1、2298番-2、2298番-4、2298番-イ-ニ、2298
番-ロ-1、2298番-ロ-3、2298番-ハ、2298番-ニ、2299番-5、
2299番-6、2299番-7、2299番-9、2299番-10、2299番-11、
2299番-12、2299番-13、2299番-15、2299番-ハ-ニ、2300
番-1、2300番-2、2300番-3、2300番-4、2300番-5、2300番-
6、2300番-7、2300番-8、2300番-9、2300番-10、2301番-
1、2302番-1、2302番-3、2302番-5、2303番-1のうち実測
892.35平方メートル、2303番-ロ-1のうち実測299.37平方メ
ートル、2304番-1、2304番-イ、2304番-ニ、2305番-1、2305
番-2、2305番-ロ-1、2307番-1、2307番-2、2307番-イ-1、
2307番-ハ、2307番-ニ、2307番-ホ、2307番-ヘ、2307番-ト

同 字元厩脇町

2286番、2287番、2288番、2289番-1、2289番-2、2290番-
1、2290番-2、2291番、2292番-1、2292番-2、2293番、2294
番、2295番、2296番

同 字郭内町

2001番-イ、2001番-ロ、2001番-ハ、2002番-イ、2002番-
ロ、2003番、2004番-1、2004番-2、2004番-3、2004番-5、
2005番-1、2005番-イ、2006番-イ、2006番-ロ、2007番-イ、

2013 番-1、2013 番-2、2013 番-3、2017 番-2、2017 番-3、2025 番-3、2025 番-4、2026 番-イ、2026 番-ロ、2027 番-1、2027 番-2、2027 番-3、2027 番-4、2027 番-5、2027 番-6、2027 番-ロ-2、2028 番-1、2028 番-2、2028 番-ロ、2029 番-2、2029 番-イ、2030 番、2031 番、2032 番-イ、2032 番-ロ、2033 番、2034 番、2036 番、2036 番-イ、2036 番-ロ、2036 番-ハ、2036 番-ニ、2038 番-ハ、2305 番-イ、2305 番-ロ、2305 番-ロ-ニ、2306 番-1、2306 番-3、2306 番-4、2306 番-5、2306 番-6、2306 番-7、2306 番-8、2306 番-9、2306 番-10、2306 番-ハ-1、2306 番-ハ-2、2306 番-ニ

同 字殿坂

2038 番-イ、2038 番-ロ、2039 番-1、2039 番-2、2039 番-ロ、2352 番、2353 番

同 字日影

1998 番-1、1998 番-5、1998 番-6、1998 番-7、1998 番-8、1998 番-9、1998 番-10、1998 番-11、1998 番-12、1998 番-13、1998 番-14、1998 番-15、1998 番-16、1998 番-17、1998 番-18、1998 番-19、1998 番-20、1998 番-21、1998 番-22、1998 番-23、1998 番-24、1998 番-25、1998 番-26、1998 番-27、1998 番-28、1998 番-29、1998 番-30、1998 番-31、1998 番-32、1998 番-33、1998 番-34、1998 番-35、1998 番-36、1998 番-37、1998 番-38、1998 番-39、1998 番-40、1998 番-41、1998 番-42、1998 番-43、1998 番-44、1998 番-45、1998 番-46、1998 番-48、1998 番-50、1998 番-ナ、1998 番-ラ、1998 番-ム、1998 番-ム-1、1998 番-ウ-キ、1998 番-ノ、1998 番-オ、1998 番-ク、1998 番-ヤ、1998 番-マ、1998 番-ケ

同 字馬場町

2282 番-イ、2282 番-ロ、2283 番-イ、2283 番-ロ、2284 番、2285 番-イ、2285 番-ロ、2285 番-ハ

同 字花園

408 番、409 番、410 番、411 番、412 番、413 番 414 番合併、420 番、421 番-イ

右の地域内に介在する道路敷・水路敷を含む。

(3) 指定理由

基準 特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準史跡の部第2(城跡)による。

説明 高遠の地はもと諏訪一族(諏訪・高遠・保科)の支配にあり、武田氏が進出して高遠城を築き、その後、保科・鳥居氏の居となり、元禄

年間には一時幕領となったが、内藤氏が摂津富田より入部すると、幕末まで城主の地位にあった。

城は三峰川・藤沢川の合流する段丘先端部に位置する平山城で、本丸を中心とした三重式の築城形式をとっている。さらに本丸南に南郭、法幢院郭、その下に腰郭状の笹郭、勘介郭が配され、各郭は深い空堀で隔てられ、郭の外周は高い土塁をめぐらされている。また郭の外方には一部武家の屋敷割が遺存しているなど、高遠城はきわめて戦国的な城郭の構えをとどめている。

三の丸には、万延元年、藩重役の屋敷を改築して学問所とした藩校進徳館も残るが、すでに旧規を失っている。しかし城内に遺存する藩校の例は少なく、これも含めて指定する。

(『月刊文化財』《104号：昭和47年5月1日発行》より引用)



図. 史跡高遠城跡の指定範囲

2 指定地の土地所有、管理の状況

史跡高遠城跡の指定地、総面積 126,210.48 m²における所有区分の割合は、伊那市有地が最も多く 74.1% (65 筆 93,528.43 m² 道路敷等を含む) を占め、次いで民有地が 18.8% (45 筆 23,767.24 m²)、国有地 6.2% (2 筆)、県有地 0.8% (3 筆 1,018 m²)、寺社有地 0.1% (2 筆 100.81 m²) です。

地目として最も多いのは山林の 32 筆であり、その次に宅地 25 筆、畑 24 筆、雑種地 9 筆、原野 6 筆と続きますが、明治以来の公園部分を含む公園地が 9 筆、かつての長野県高遠高等学校跡地である学校用地 6 筆等も見られます。

民有地は個人所有の宅地(常時居住以外に、季節利用もあり)、駐車場、山林、畑等の利用形態となっていますが、史跡指定以降、旧高遠町や現伊那市では公有化を進めており、昭和 63 年から令和 5 年までの 35 年間で、民有地の約 45% を公有化しています。文化財保護法第 113 条に基づく管理団体はありません。

表. 指定地の現在の地籍(令和 7 年現在)

| | 大字 | 小字 | 地番 | 地目 | 指定面積(m ²) | 所有者 |
|--------|-----|----|---------|----|-----------------------|-----|
| 伊那市高遠町 | 東高遠 | 花畑 | 408 | 公園 | 2,128.00 | 伊那市 |
| 伊那市高遠町 | 東高遠 | 花畑 | 420 | 宅地 | 572.13 | 伊那市 |
| 伊那市高遠町 | 東高遠 | 日影 | 1998- 5 | 畑 | 761.00 | 伊那市 |
| 伊那市高遠町 | 東高遠 | 日影 | 1998- 6 | 山林 | 1,173.00 | 伊那市 |
| 伊那市高遠町 | 東高遠 | 日影 | 1998-14 | 畑 | 162.00 | 伊那市 |
| 伊那市高遠町 | 東高遠 | 日影 | 1998-15 | 山林 | 629.00 | 伊那市 |
| 伊那市高遠町 | 東高遠 | 日影 | 1998-17 | 山林 | 1,412.00 | 伊那市 |
| 伊那市高遠町 | 東高遠 | 日影 | 1998-23 | 山林 | 258.00 | 伊那市 |
| 伊那市高遠町 | 東高遠 | 日影 | 1998-24 | 山林 | 222.00 | 伊那市 |
| 伊那市高遠町 | 東高遠 | 日影 | 1998-25 | 山林 | 110.00 | 伊那市 |
| 伊那市高遠町 | 東高遠 | 日影 | 1998-26 | 山林 | 692.00 | 伊那市 |
| 伊那市高遠町 | 東高遠 | 日影 | 1998-29 | 山林 | 1,843.00 | 伊那市 |
| 伊那市高遠町 | 東高遠 | 日影 | 1998-38 | 畑 | 1,008.00 | 個人 |
| 伊那市高遠町 | 東高遠 | 日影 | 1998-40 | 山林 | 1,029.00 | 伊那市 |
| 伊那市高遠町 | 東高遠 | 日影 | 1998-42 | 畑 | 278.00 | 伊那市 |
| 伊那市高遠町 | 東高遠 | 日影 | 1998-46 | 山林 | 359.00 | 伊那市 |
| 伊那市高遠町 | 東高遠 | 日影 | 1998-48 | 山林 | 1,001.00 | 個人 |
| 伊那市高遠町 | 東高遠 | 日影 | 1998-54 | 山林 | 6,947.00 | 伊那市 |
| 伊那市高遠町 | 東高遠 | 日影 | 1998-55 | 山林 | 499.00 | 伊那市 |
| 伊那市高遠町 | 東高遠 | 日影 | 1998-56 | 山林 | 606.00 | 伊那市 |
| 伊那市高遠町 | 東高遠 | 日影 | 1998-57 | 山林 | 836.00 | 伊那市 |
| 伊那市高遠町 | 東高遠 | 日影 | 1998-58 | 原野 | 362.00 | 個人 |
| 伊那市高遠町 | 東高遠 | 日影 | 1998-59 | 畑 | 238.00 | 伊那市 |

| | 大字 | 小字 | 地番 | 地目 | 指定面積(m ²) | 所有者 |
|--------|-----|-----|---------|------|-----------------------|-------|
| 伊那市高遠町 | 東高遠 | 日影 | 1998-60 | 原野 | 485.00 | 伊那市 |
| 伊那市高遠町 | 東高遠 | 日影 | 1998-61 | 畑 | 368.00 | 伊那市 |
| 伊那市高遠町 | 東高遠 | 日影 | 1998-62 | 山林 | 440.00 | 個人 |
| 伊那市高遠町 | 東高遠 | 日影 | 1998-63 | 山林 | 1,150.00 | 伊那市 |
| 伊那市高遠町 | 東高遠 | 日影 | 1998-64 | 山林 | 1,116.00 | 個人 |
| 伊那市高遠町 | 東高遠 | 日影 | 1998-65 | 山林 | 483.00 | 伊那市 |
| 伊那市高遠町 | 東高遠 | 日影 | 1998-66 | 山林 | 1,094.00 | 個人 |
| 伊那市高遠町 | 東高遠 | 日影 | 1998-72 | 原野 | 300.00 | 個人 |
| 伊那市高遠町 | 東高遠 | 郭内町 | 2001- 1 | 雑種地 | 308.00 | 個人 |
| 伊那市高遠町 | 東高遠 | 郭内町 | 2001- 2 | 宅地 | 47.37 | 個人 |
| 伊那市高遠町 | 東高遠 | 郭内町 | 2001- 3 | 宅地 | 457.43 | 個人 |
| 伊那市高遠町 | 東高遠 | 郭内町 | 2001- 4 | 宅地 | 286.37 | 伊那市 |
| 伊那市高遠町 | 東高遠 | 郭内町 | 2002- 1 | 雑種地 | 1,721.00 | 個人 |
| 伊那市高遠町 | 東高遠 | 郭内町 | 2002- 2 | 宅地 | 135.11 | 個人 |
| 伊那市高遠町 | 東高遠 | 郭内町 | 2002- 3 | 道路 | 13.00 | 伊那市 |
| 伊那市高遠町 | 東高遠 | 郭内町 | 2002- 4 | 宅地 | 66.75 | 個人 |
| 伊那市高遠町 | 東高遠 | 郭内町 | 2002- 5 | 雑種地 | 68.00 | 個人 |
| 伊那市高遠町 | 東高遠 | 郭内町 | 2003 | 雑種地 | 708.00 | 伊那市 |
| 伊那市高遠町 | 東高遠 | 郭内町 | 2004- 1 | 雑種地 | 1,232.00 | 個人 |
| 伊那市高遠町 | 東高遠 | 郭内町 | 2004- 2 | 雑種地 | 1,365.00 | 個人 |
| 伊那市高遠町 | 東高遠 | 郭内町 | 2004- 5 | 宅地 | 134.78 | 個人 |
| 伊那市高遠町 | 東高遠 | 郭内町 | 2005- 2 | 宅地 | 104.45 | 個人 |
| 伊那市高遠町 | 東高遠 | 郭内町 | 2005- 3 | 道路 | 3.23 | 伊那市 |
| 伊那市高遠町 | 東高遠 | 郭内町 | 2006- 1 | 宅地 | 513.45 | 個人 |
| 伊那市高遠町 | 東高遠 | 郭内町 | 2006- 2 | 宅地 | 92.07 | 個人 |
| 伊那市高遠町 | 東高遠 | 郭内町 | 2007 | 宅地 | 2,630.53 | 伊那市 |
| 伊那市高遠町 | 東高遠 | 郭内町 | 2013- 1 | 畑 | 972.00 | 個人 |
| 伊那市高遠町 | 東高遠 | 郭内町 | 2017- 1 | 宅地 | 228.70 | 個人 |
| 伊那市高遠町 | 東高遠 | 郭内町 | 2028- 3 | 学校用地 | 6.17 | 個人共有地 |
| 伊那市高遠町 | 東高遠 | 郭内町 | 2035- 1 | 学校用地 | 9,454.00 | 伊那市 |
| 伊那市高遠町 | 東高遠 | 郭内町 | 2036- 1 | 学校用地 | 8,517.00 | 伊那市 |
| 伊那市高遠町 | 東高遠 | 郭内町 | 2036- 2 | 学校用地 | 402.00 | 伊那市 |
| 伊那市高遠町 | 東高遠 | 郭内町 | 2036- 4 | 学校用地 | 60.00 | 伊那市 |
| 伊那市高遠町 | 東高遠 | 郭内町 | 2038- 1 | 宅地 | 344.88 | 個人 |
| 伊那市高遠町 | 東高遠 | 郭内町 | 2038- 2 | 畑 | 183.00 | 個人 |
| 伊那市高遠町 | 東高遠 | 殿坂町 | 2039- 1 | 山林 | 797.00 | 個人 |
| 伊那市高遠町 | 東高遠 | 殿坂町 | 2039- 2 | 雑種地 | 8.90 | 個人 |
| 伊那市高遠町 | 東高遠 | 殿坂町 | 2039- 3 | 山林 | 700.00 | 伊那市 |

| | 大字 | 小字 | 地番 | 地目 | 指定面積(m ²) | 所有者 |
|--------|-----|------|---------|------|-----------------------|-------|
| 伊那市高遠町 | 東高遠 | 馬場町 | 2245 | 公園 | 1,977.00 | 伊那市 |
| 伊那市高遠町 | 東高遠 | 若宮町 | 2285- 2 | 原野 | 565.00 | 伊那市 |
| 伊那市高遠町 | 東高遠 | 元厩脇町 | 2286 | 原野 | 9,762.00 | 伊那市 |
| 伊那市高遠町 | 東高遠 | 元厩脇町 | 2289- 1 | 宅地 | 172.00 | 伊那市 |
| 伊那市高遠町 | 東高遠 | 元厩脇町 | 2290- 1 | 公園 | 144.00 | 伊那市 |
| 伊那市高遠町 | 東高遠 | 元厩脇町 | 2295 | 宅地 | 1,957.42 | 伊那市 |
| 伊那市高遠町 | 東高遠 | 城跡 | 2297 | 学校用地 | 2,582.00 | 伊那市 |
| 伊那市高遠町 | 東高遠 | 城跡 | 2298- 1 | 畑 | 539.00 | 個人 |
| 伊那市高遠町 | 東高遠 | 城跡 | 2298- 2 | 公園 | 2,820.00 | 伊那市 |
| 伊那市高遠町 | 東高遠 | 城跡 | 2298- 5 | 公園 | 836.00 | 伊那市 |
| 伊那市高遠町 | 東高遠 | 城跡 | 2298- 6 | 宅地 | 253.05 | 個人 |
| 伊那市高遠町 | 東高遠 | 城跡 | 2299- 5 | 畑 | 313.00 | 個人 |
| 伊那市高遠町 | 東高遠 | 城跡 | 2299- 7 | 畑 | 228.00 | 伊那市 |
| 伊那市高遠町 | 東高遠 | 城跡 | 2299- 8 | 宅地 | 531.98 | 伊那市 |
| 伊那市高遠町 | 東高遠 | 城跡 | 2299- 9 | 宅地 | 86.27 | 寺社 |
| 伊那市高遠町 | 東高遠 | 城跡 | 2299-10 | 宅地 | 14.54 | 寺社 |
| 伊那市高遠町 | 東高遠 | 城跡 | 2299-11 | 雑種地 | 158.00 | 個人 |
| 伊那市高遠町 | 東高遠 | 城跡 | 2299-15 | 宅地 | 294.73 | 伊那市 |
| 伊那市高遠町 | 東高遠 | 城跡 | 2299-16 | その他 | 14.00 | 伊那市 |
| 伊那市高遠町 | 東高遠 | 城跡 | 2300- 1 | 公園 | 14,749.00 | 伊那市 |
| 伊那市高遠町 | 東高遠 | 城跡 | 2300- 2 | 道路 | 37.00 | 長野県 |
| 伊那市高遠町 | 東高遠 | 城跡 | 2300- 3 | 道路 | 966.00 | 長野県 |
| 伊那市高遠町 | 東高遠 | 城跡 | 2301- 1 | 公園 | 6,944.00 | 文部科学省 |
| 伊那市高遠町 | 東高遠 | 城跡 | 2301- 3 | 公園 | 852.00 | 文部科学省 |
| 伊那市高遠町 | 東高遠 | 城跡 | 2303- 9 | 山林 | 2,214.00 | 個人 |
| 伊那市高遠町 | 東高遠 | 城跡 | 2303-23 | 道路 | 15.00 | 長野県 |
| 伊那市高遠町 | 東高遠 | 城跡 | 2304- 1 | 畑 | 236.00 | 伊那市 |
| 伊那市高遠町 | 東高遠 | 城跡 | 2304- 2 | 雑種地 | 15.00 | 伊那市 |
| 伊那市高遠町 | 東高遠 | 城跡 | 2304- 4 | 山林 | 807.00 | 伊那市 |
| 伊那市高遠町 | 東高遠 | 城跡 | 2304- 5 | 畑 | 194.00 | 個人 |
| 伊那市高遠町 | 東高遠 | 城跡 | 2305- 1 | 山林 | 391.00 | 個人 |
| 伊那市高遠町 | 東高遠 | 城跡 | 2305- 3 | 山林 | 2,578.00 | 伊那市 |
| 伊那市高遠町 | 東高遠 | 城跡 | 2305- 4 | 山林 | 324.00 | 伊那市 |
| 伊那市高遠町 | 東高遠 | 城跡 | 2305- 5 | 山林 | 487.00 | 個人 |
| 伊那市高遠町 | 東高遠 | 城跡 | 2305- 6 | 山林 | 694.00 | 個人 |
| 伊那市高遠町 | 東高遠 | 城跡 | 2305- 7 | 山林 | 679.00 | 個人 |
| 伊那市高遠町 | 東高遠 | 城跡 | 2305- 8 | 山林 | 238.00 | 伊那市 |
| 伊那市高遠町 | 東高遠 | 城跡 | 2306- 1 | 畑 | 733.00 | 個人 |

| | 大字 | 小字 | 地番 | 地目 | 指定面積(㎡) | 所有者 |
|--------|-----|-----|---------|------|----------|-----|
| 伊那市高遠町 | 東高遠 | 城跡 | 2306- 2 | 畑 | 152.00 | 伊那市 |
| 伊那市高遠町 | 東高遠 | 城郭跡 | 2306- 3 | 宅地 | 507.00 | 伊那市 |
| 伊那市高遠町 | 東高遠 | 城郭跡 | 2306- 4 | 畑 | 133.00 | 個人 |
| 伊那市高遠町 | 東高遠 | 郭内 | 2306- 6 | 畑 | 326.00 | 個人 |
| 伊那市高遠町 | 東高遠 | 郭内町 | 2306- 7 | 宅地 | 182.38 | 個人 |
| 伊那市高遠町 | 東高遠 | 郭内町 | 2306- 9 | 宅地 | 178.56 | 伊那市 |
| 伊那市高遠町 | 東高遠 | 郭内町 | 2306-11 | 畑 | 315.00 | 伊那市 |
| 伊那市高遠町 | 東高遠 | 郭内町 | 2306-12 | 宅地 | 185.75 | 個人 |
| 伊那市高遠町 | 東高遠 | 郭内 | 2306-13 | 畑 | 177.00 | 伊那市 |
| 伊那市高遠町 | 東高遠 | 城跡 | 2307- 1 | 公園 | 952.00 | 伊那市 |
| 伊那市高遠町 | 東高遠 | 城跡 | 2307- 2 | 宅地 | 100.65 | 伊那市 |
| 伊那市高遠町 | 東高遠 | 城跡 | 2307- 3 | 原野 | 1,012.00 | 伊那市 |
| 伊那市高遠町 | 東高遠 | 城跡 | 2307- 4 | 畑 | 1,344.00 | 個人 |
| 伊那市高遠町 | 東高遠 | 城跡 | 2307- 5 | 畑 | 654.00 | 伊那市 |
| 伊那市高遠町 | 東高遠 | 城跡 | 2307- 6 | 山林 | 711.00 | 個人 |
| 伊那市高遠町 | 東高遠 | 城跡 | 2307- 7 | 畑 | 58.00 | 伊那市 |
| 伊那市高遠町 | 東高遠 | 殿坂 | 2352 | 畑 | 206.00 | 伊那市 |
| 伊那市高遠町 | 東高遠 | 殿坂 | 2353 | 畑 | 123.00 | 個人 |
| 伊那市高遠町 | 東高遠 | | | 道路ほか | 2,370.83 | |

表. 史跡高遠城跡の所有者別土地面積の変遷

| | 昭和 63 年 3 月 | | 令和 7 年 3 月 | |
|----------|-------------|--------|------------|--------|
| | 面積(㎡) | 割合 | 面積(㎡) | 割合 |
| 国 有 地 | 10,100.42 | 8.0% | 7,796.00 | 6.2% |
| 県 有 地 | 1,003.00 | 0.8% | 1,018.00 | 0.8% |
| 市有地(町有地) | 61,545.71 | 48.8% | 93,528.43 | 74.1% |
| 民 有 地 | 53,460.54 | 42.4% | 23,767.24 | 18.8% |
| 寺 社 有 地 | 100.81 | 0.1% | 100.81 | 0.1% |
| 合 計 | 126,210.48 | 100.0% | 126,210.48 | 100.0% |

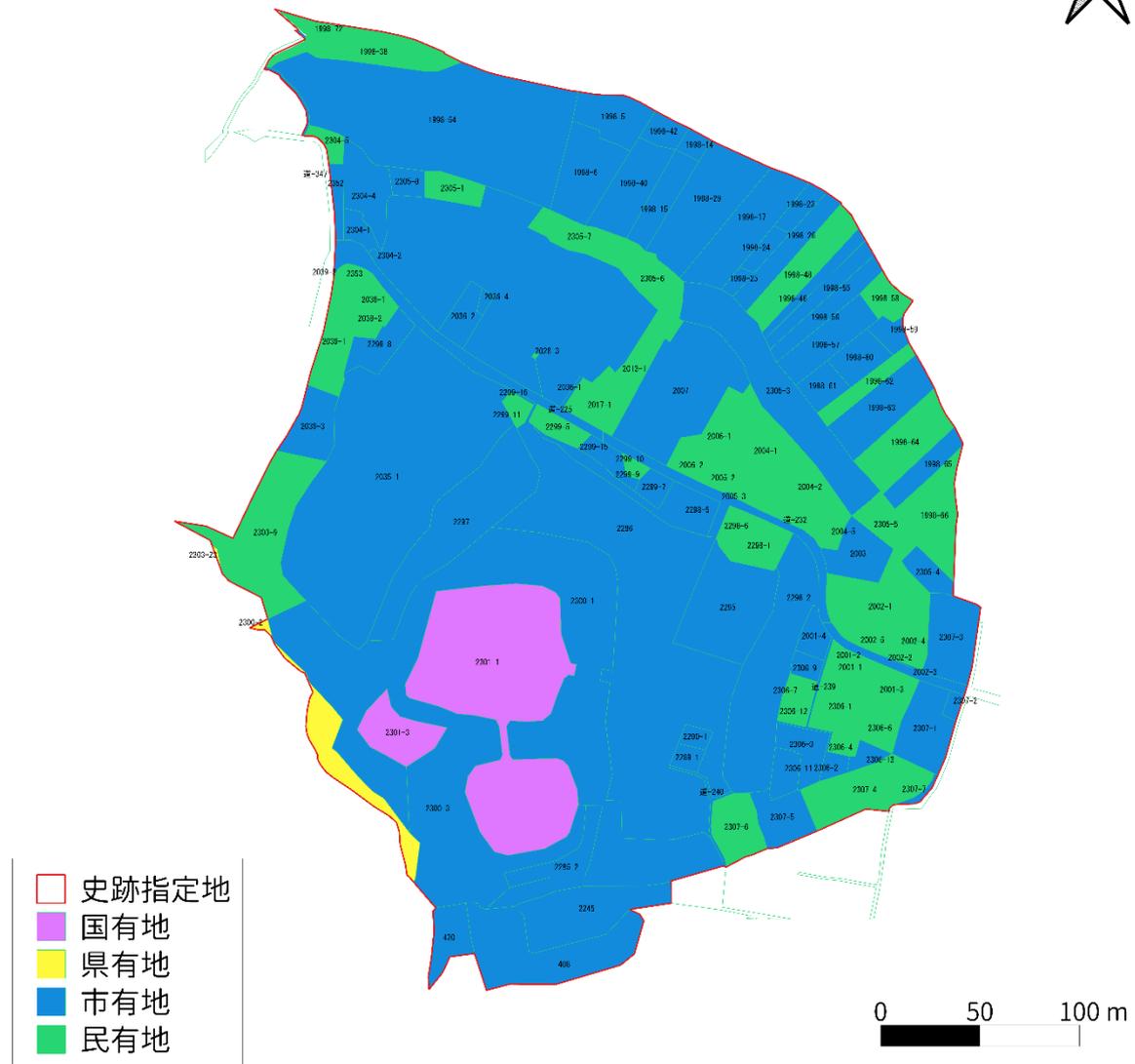


図. 史跡高遠城跡の土地所有の状況（令和7年4月現在）

3 高遠城跡に関わる諸計画

史跡指定以降、高遠城跡の保存管理、整備に関わり各種計画が策定されました。それぞれの計画概要と計画された事業のこれまでの実施状況は以下のとおりです。

(1) 史跡高遠城跡保存管理計画（昭和63年3月策定）

史実に基づいた遺構の整備復元等、将来計画を樹立し、史跡の存続を図ることを目的として策定された史跡の保存、復元整備の基本的計画です。

保存のための方針と施策、復元整備の方針と施策をそれぞれ明示しています。

保存管理計画に掲げられた保存や整備の方針

[保存の方針]

城跡を最も原型に近い状態で保存するために、歴史、観光の両面から地域住民の理解と認識を求め、諸調査を重ね、史実の実態を極め、将来への展望も考慮しながらその実現を期す。

[保存の考察]

- ・本丸内にある、高遠城に関係のない石碑や胸像の移転
- ・堀内の民家の移築
- ・料理店の出張店舗の撤去
- ・三ノ丸私有地の公有化と民家の移転
- ・勘助曲輪南西端の土塁の保存

[復原整備の方針]

- ・終局的には廃城直前の姿に出来得る限り近づけ、城郭としての威容を構え史跡にふさわしい形態に近づけるよう復原整備する。
- ・廃城時の城郭の実態を把握するために文献調査、聞き取り調査、発掘調査を行う。
- ・現時点において考えられ望まれる実現可能と思われる復原整備箇所として、先ず郭の整備（土居、石垣、塀）更に堀、また柵形等があり、建物としては二ノ丸御門、二ノ丸橋がある。
- ・多くの財源、長い時間を要することから、年次計画を立て計画に従って着実に進める。
- ・復元整備を通して、多くの人々が歴史の実際を知り史跡を守ることがいかに重要であり、貴重であるかを知り、認識を深める。
- ・桜の名所であり、観光客の訪れも多いため、史実と観光の両面から住民の共感と理解を得て、復元整備を円滑に進める。

保存・復元整備の施策

[短期間に実施するもの]

| 事業項目 | 実施状況 (令和7年現在) |
|--|--|
| 〈本丸〉 <ul style="list-style-type: none"> ・直接高遠城に関係のない碑、高遠公園の碑以外の移転 <ul style="list-style-type: none"> ・中村元恒先生、中村元起先生記念碑 移設 ・中村不折先生胸像 移設 ・内田先生碑(※) 移設 ※須田先生碑の誤りか ・土塁・石垣の整備 ・太鼓櫓の修理 ・本丸入口の門(問屋門)の移築検討 | 未了 実施済み 未了 未了 一部実施 未了 |
| 〈二ノ丸〉 <ul style="list-style-type: none"> ・入口の土橋を木橋に替える ・発掘調査、資料調査に基づき、二ノ丸門の復元を図る ・土塁の復元整備 ・料理店の撤去 ・堀内民家の移転 ・便所の改修と新設 | 未了 未了 未了 実施済み 一部実施 実施済み |
| 〈三ノ丸〉 <ul style="list-style-type: none"> ・高遠高校跡地の門の移築検討 ・三ノ丸旧高校跡地の発掘調査を行い、遺構を確認する。 ・三ノ丸への桜の植樹 ・北側に便所の新設 ・水飲み場の新設 ・あずまや2棟の新設 ・犬走りの復元整備 | 未了 未了 実施済み 未了 未了 未了 未了 |
| 〈大手〉 <ul style="list-style-type: none"> ・大手門石垣の修理 ・石垣前の樹木の伐採 ・発掘調査を行い、枳形を確認する | 実施済み 実施済み 実施済み |

[長期間に実施するもの]

| 事業項目 | 実施状況 (令和7年現在) |
|---|------------------|
| 〈南曲輪〉 ・全面を発掘調査し、整地を行う。 | 一部実施 |
| 〈笹曲輪〉 ・笹曲輪全面を発掘調査し、土塁、塀の復元整備を図る。 | 未了 |
| 〈法幢院曲輪〉 ・全面を発掘調査し、遺跡の確認を行い整地する。 | 一部実施 |
| 〈勘助曲輪〉 ・勘助曲輪、運動場造成のために削りとられた二ノ丸、埋め立てられた鍛冶堀を復元整備する。 | 調査のみ実施 |
| ・曲輪の南西部に土塁を築く。 | 未了 |
| 〈三ノ丸〉 ・私有地の公有地化と民家の移転 | 一部実施 |
| 〈全域〉 ・各曲輪の発掘調査 | 一部実施 |
| ・各曲輪の堀の復元整備 | 未了 |

[期間の明示がないもの]

| 事業項目 | 実施状況 (令和7年現在) |
|------------------------------------|------------------|
| 〈本丸〉 ・旧公園管理事務所の撤去 | 実施済み |
| 〈二ノ丸〉 ・天下第一の桜の碑、無字の碑、荻原井泉水歌碑の検討 | 未了 |
| 〈法幢院曲輪〉 ・松井芒人先生歌碑 移設 | 未了 |
| ・法幢院曲輪のあずまや1棟の存続 | 現状維持 |
| ・青年研修の家 撤去 | 実施済み |

註)各事業項目の文言については、各計画書に記載されている表記をそのまま引用しています。

(2) 史跡高遠城跡整備基本計画（平成12年3月）

高遠城跡の存続を図り、保存と活用を主とした整備を実施するために当時の高遠町が策定した計画です。整備に向けた基本認識や事業方針を謳っています。

整備基本計画に掲げられた基本認識

- ・遺構の保存、修理
破損の著しい箇所や危険のある箇所の早急的な修理及び保護対策を行う。
- ・縄張の復元
廃城直前の縄張りのイメージの復元を目差し、史料・遺構調査をもとに、石垣、土塁、堀、橋等の整備を行う。
- ・人々に親しまれた景観の保全
明治期より植えられ始めたコヒガンザクラは、既に城跡と一体のものとして人々に認識され親しまれているため、史跡と併せてコヒガンザクラの保護・育成を行い、景観の保全を目指す。本丸内は今後サクラの植樹を行わない。
- ・史跡の公有地化
史跡指定地の保存・活用を目的とし、指定地の早期公有地化を図る。

| 整備テーマ[整備項目の抽出] | 事業項目 |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ●見学ルートの設定 <ul style="list-style-type: none"> ・通路、園路の整備 [往時の通路の整備、出入口の表示] ・景観ポイントの整備 [石垣、土塁、堀等の遺構の修理と復元] ・広場の整備 [導入広場等] | <p>【遺構整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・復元 ・展示、表示 ・保存 |
| <ul style="list-style-type: none"> ●景観整備 <ul style="list-style-type: none"> ・城郭構造の明瞭化 [堀の整形・法面の保護] ・既存施設の整備 [民家、看板、石碑等の移転・撤去] ・既存樹木の整備 [間伐] ・法面の整備 [修理、保護、修景植栽] ●公開施設の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・管理、運営施設 [管理棟、安全柵等の設置] ・説明、案内施設 [ガイダンス、説明・案内板] ・公園施設 [トイレ、あずまや、ベンチ施設] | <p>【公開活用整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園路整備 ・修景 ・ガイダンス ・説明、案内板 ・便益施設 ・設備（電気・給水） |
| <ul style="list-style-type: none"> ●歴史博物館の拡充 | <p>【管理運営】</p> |

整備事業計画

[短期整備範囲]

| 事業内容 | 事業項目 | 実施状況 (令和7年時点) |
|---|----------------------------|----------------------|
| 〈本丸〉 ・虎口石垣及び土塁の整備 ・堀の整形と法面の保護 | 遺構整備 公開活用整備 | 未了 未了 |
| 〈二ノ丸〉 ・堀の整形と法面の保護 ・歴史的建物(高遠閣)の位置づけと修景 | 公開活用整備 | 未了 実施済み |
| 〈南曲輪〉 ・堀の整形と法面の保護 | 公開活用整備 | 未了 |
| 〈笹曲輪〉 ・堀の整形と法面の保護 | 公開活用整備 | 未了 |
| 〈三ノ丸〉 ・北側斜面の修景 | 公開活用整備 | 継続実施 |
| 〈全域〉 ・既存構造物(石碑、胸像、建物等)の位置づけと撤去・移転 ・曲輪内通路の整備 ・説明・案内施設、便益施設、安全柵等の施設整備及び全体の修景 | 公開活用整備 公開活用整備 公開活用整備 | 一部実施 一部実施 一部実施 |

[長期整備範囲]

| 事業内容 | 事業項目 | 実施状況 (令和7年時点) |
|---|----------------------|--------------------|
| 〈本丸〉 ・本丸南曲輪通路の木橋復元整備 | 遺構整備 | 未了 |
| 〈二ノ丸〉 ・虎口石垣、土塁の整備 ・御門の復元整備 | 遺構整備 遺構整備 | 未了 未了 |
| 〈南曲輪〉 ・本丸南曲輪通路の木橋復元整備 | 遺構整備 | 未了 |
| 〈法幢院曲輪〉 ・法面の保護と修景 | 公開活用 | 未了 |
| 〈勘助曲輪〉 ・法面の保護と修景 | 公開活用 | 未了 |
| 〈三ノ丸〉 ・旧高遠高校石垣の位置づけと三ノ丸通路(現道)の修景 ・犬走りの整備 ・法面の保護と修景 | 公開活用 遺構整備 公開活用 | 実施済み 未了 一部実施 |
| 〈大手〉 ・虎口石垣の整備 | 遺構整備 | 一部実施 |

[その他]

| 事業内容 | 事業項目 | 実施状況 (令和7年時点) |
|---|-------|------------------|
| 歴史博物館の拡充 調査・研究の拠点 調査成果の公開や遺物の展示管理 | 管理・運営 | 継続実施 |

調査方針

- ・遺構の保存と保護のための調査
遺構の構造等の調査を行い、残存遺構の保護、保全を行う。
- ・効率的な調査計画の立案
城郭の構造や時期変遷を把握する調査を優先し、文献史料調査を含めて縄張りの構造を明確にする。
- ・長期的な調査計画と組織の育成
文献史料調査を含め、長期的な展望に立った調査計画の立案と組織の育成、継続が必要である。

公有地化方針

- ・二ノ丸、三ノ丸、大手口の優先的かつ早期公有化を進める。

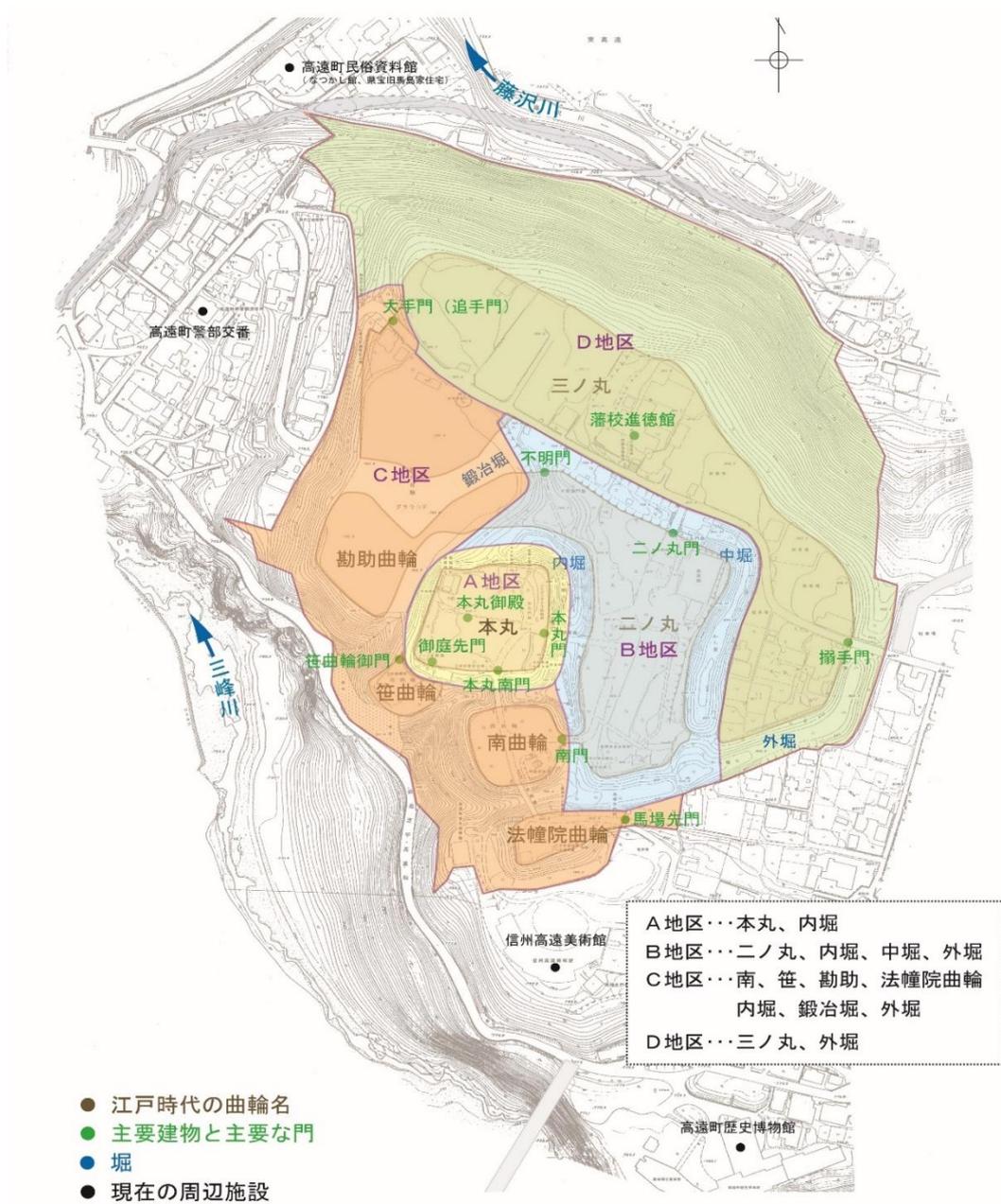
既存施設の取扱

「史跡高遠城跡保存管理計画」と同様の方針とし、以下のように定める。

高遠閣：現在の位置で歴史的建造物として保存、活用

太鼓櫓：調査により本来の位置が確認できるまで現状で維持、管理

石碑・胸像：史跡、高遠城、サクラに関わるものは基本的に残すが、他のモノは適切な位置への移転



| A地区 [第一重点地区] | B地区 [第二重点地区] | C地区 | D地区 |
|---|------------------|---------------------|------------------------------------|
| 石垣、土塁の整備 (廃城時を目標) 石碑・胸像の移転 コヒガンザクラの植樹は行わない | 遺構の保護 史跡の公有地化 | 石垣、歩道の整備 現状遺構の保護 | コヒガンザクラ等の植樹 重点的な景観整備 史跡の公有地化 |

図. 史跡高遠城跡の地区別整備事業方針 (「史跡高遠城跡整備基本計画」より)

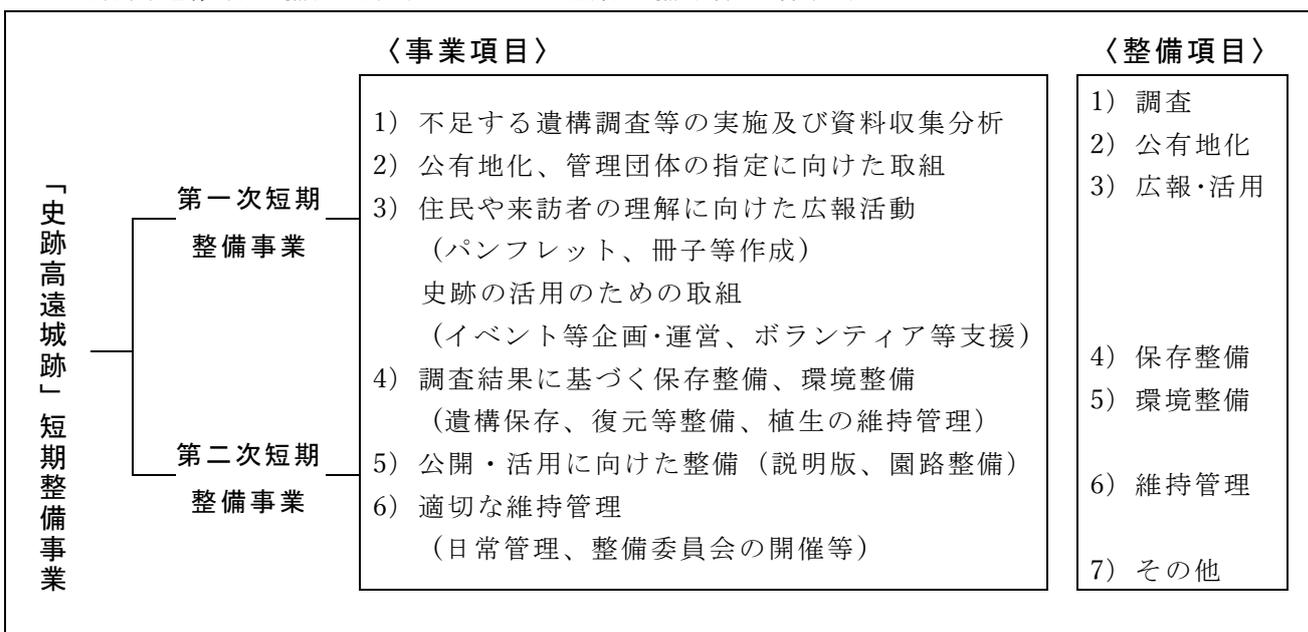
(3) 史跡高遠城跡整備実施計画（平成17年3月）

平成17年度(2005年度)から実施するための短期整備事業のプログラムをまとめた計画で、当面する緊急遺構保護対策や、中長期的な実施をめざす環境整備事業の足がかりとなる調査等が盛り込まれ、この計画に基づき整備事業が行われました。

■ 事業方針（短期整備）（「史跡高遠城跡整備実施計画」より）

1. 遺構調査の実施・検討
先に策定する史跡高遠城跡の整備目標を目指し、不足する遺構調査の実施と実質的な整備内容の検討を行う。
2. 遺構の保護保存
早急な遺構保護対策を要するものについて、優先的な整備を行う。
3. 分かりやすい環境整備の実施
調査結果に基づき、城跡としての歴史性を一般により分かり易く伝えるため、虎口や堀の景観・復元等整備や情報公開、町民利用のためのソフト整備（イベント等企画・運営）を行う。
4. 植生の管理・保全と景観確保
史跡内植生（コヒガンザクラ、その他）の維持管理や保全対策とともに、城跡としての景観確保のための植栽整備を実施する。
5. 総体的な高遠城跡の歴史性の確保・保全
継続的に公有地化を目指すとともに、史跡周辺の旧城郭域（縄張り）を含む総体的な歴史性の保全を図る。

■ 史跡高遠城跡整備実施計画における短期整備事業の枠組み



主な整備項目と事業

| 整備項目 | 事業 | 実施状況 (令和7年現在) |
|---------------|---|--|
| 1)調査 | <ul style="list-style-type: none"> ・堀や土塁等遺構整備復元に向けた確認調査 ・石垣修理に先立つ試掘調査 ・サクラの根が地下遺構へ与える影響を確認するためのトレンチ調査 ・進徳館管理棟修理に向けた調査 ・絵図等資料収集・分析の継続 | 一部実施 一部実施 実施済み 実施済み 継続実施 |
| 2)公有地化 | <ul style="list-style-type: none"> ・民有地の公有地化 | 一部実施 |
| 3)広報・公開のための整備 | <ul style="list-style-type: none"> ・冊子・パンフレット等作成 ・ボランティア団体育成 ・高遠閣、進徳館等施設活用 ・イベントの企画実施 | 実施済み 継続実施 継続実施 継続実施 |
| 4)保存整備 | <ul style="list-style-type: none"> ・町道沿い石垣等整備 ・北側斜面等保全整備 ・進徳館管理棟修理整備 ・大手脇階段石垣等整備 ・殿坂石垣等整備 | 実施済み 一部実施 実施済み 実施済み 実施済み |
| 5)環境整備 | <ul style="list-style-type: none"> ・遺構整備(土塁・堀・曲輪) ・虎口景観の復元(本丸、二ノ丸、大手門等) ・公開活用施設(便益施設、休憩施設、説明板等)の整備 ・植生の保全管理 | 未了 未了 継続実施 継続実施 |
| 6)維持管理 | <ul style="list-style-type: none"> ・文化庁、長野県教育委員会との協議 ・整備委員会の開催 | 継続実施 継続実施 |
| 7)その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・青年研修所撤去等整備 ・石碑等の撤去と移設 | 実施済み 一部実施 |

※この計画は策定当初においては10年間の整備計画でしたが、実施段階においては平成17年度(2005年度)から24年度(2012年度)までを第1期短期整備期間、平成25年度(2013年度)から平成30年度(2018年度)までを第2期短期整備期間として事業を実施しました。

4 指定以降の調査成果

(1) 歴史的調査

①文献史料調査

高遠城に関する文献史料は、城の存在が史料上初めて確認できる『高白斎記』をはじめ、様々な記録や古文書が各地に伝わっており、こうした史料を基に高遠城の調査研究を進めています。

伊那市立高遠町図書館や伊那市立高遠町歴史博物館には、高遠藩主内藤家が所蔵していた内藤家資料のほか、高遠藩士らの武家文書が大量に所蔵されており、これらの中に城の状況を伝える史料が多く含まれています。

また、廃城時の払い下げに関わる史料として、松島屋資料(伊那市立高遠町図書館・伊那市立高遠町歴史博物館所蔵)や、明治初期の筑摩県の行政文書を含む「旧各藩城郭調並払下地ニ関スル部(附属図面トモ)(全)」(長野県立歴史館所蔵)があり、幕末の城内の建物や樹木の状況が分かります。

絵図資料調査も継続的に進めており、国立国会図書館や長野県立歴史館、個人蔵等、現在までに100点以上の城絵図が確認されています。近年新たに南曲輪の庭園を描いた実測図が発見され、幕末の庭園の状況や植生、建物等の様子が明らかになっています。

表. 高遠城絵図資料一覧

| No | 資料名 | 描写時代 | 制作年代 | 所蔵 (上段所蔵者、下段所蔵先) | 資料番号 |
|----|----------|---------------|---------|---------------------|-------------------------|
| 1 | 同州(信州)高遠 | 江戸初期～中期 | | 伊那市 高遠町図書館 | 石川家資料 68 『主図合結記』巻4所収 |
| 2 | 高遠城之図 | | | 伊那市 高遠町図書館 | 『千曲の真砂』 |
| 3 | 信州高遠城 | | | 国立公文書館 | 日本分国絵図 冊次 100 |
| 4 | 信州高遠城図 | | | 国立国会図書館 | |
| 5 | 高遠旧図 | 寛永年間 保科侯時代 | 寛政 12 年 | 伊那市 高遠町図書館 | 内藤家資料 1-411 |
| 6 | 高遠旧図 | 寛永年間 保科侯時代 | 寛政 12 年 | 伊那市 高遠町図書館 | 内藤家資料 1-412 |
| 7 | 高遠旧図 保科家 | 寛永時代 保科時代 | 明治 29 年 | 伊那市 高遠町図書館 | 高遠資料 1-94 |
| 8 | 高遠城図 | 保科時代 | | 伊那市 高遠町図書館 | 池上家資料 4-8 |
| 9 | 信州高遠城の絵図 | 保科時代 | 弘化 2 年 | 伊那市 高遠町図書館 | 高遠資料 1-103-3 |
| 10 | 高遠城 保科時代 | 保科時代 前期 | 明治～昭和か | 伊那市 高遠町図書館 | 高遠資料 1-103-4 |
| 11 | 保科家時代 | 保科時代 | | | 歴博写真資料 |
| 12 | 信州高遠城 | 鳥居時代 | 天明～安政か | 伊那市 高遠町図書館 | 池上家資料 4-9 |

第3章 史跡高遠城跡の概要 第3節

| No | 資料名 | 描写時代 | 制作年代 | 所蔵 (上段所蔵者、下段所蔵先) | 資料番号 |
|----|------------------|-----------------|---------------|---------------------|-----------------------|
| 13 | 高遠城 鳥居侯時代 | 鳥居時代 | 明治～昭和か | 伊那市 高遠町図書館 | 高遠資料 1-103-5 |
| 14 | 信州高遠城 | 鳥居時代 | 安永～嘉永か | 伊那市 高遠町図書館 | 高遠資料 1-103-7 希月舎文庫 |
| 15 | 信州高遠城 | 鳥居時代 | 大正 5 年 | 伊那市 高遠町図書館 | 高遠資料 1-103-6 |
| 16 | 信州高遠古図 城主鳥居侯 | 鳥居時代 | | 伊那市 高遠町図書館 | 石川家資料 38 |
| 17 | 信州高遠古図 城主鳥居侯 | 鳥居時代 天保 4 年拵 | 明治 24 年 | 伊那市 高遠町図書館 | 岩崎家資料 5-31 |
| 18 | 高遠屋敷図 享保十二年 | 享保 12 年 | 明治 24 年 | 伊那市 高遠町図書館 | 岩崎家資料 5-27 |
| 19 | 高遠城図 | 鳥居時代 | | 個人 高遠町歴史博物館寄託 | 歴博所蔵資料 200 |
| 20 | 家中屋敷図 | 鳥居時代 元禄以前 | | 伊那市 高遠町図書館 | 岩崎家資料 5-25 |
| 21 | 高遠城 鳥居侯時代 | 鳥居時代 | 明治～昭和か | 伊那市 高遠町図書館 | 高遠資料 1-93 |
| 22 | 高遠旧図 | 鳥居家 元禄年間 | | 伊那市 高遠町歴史博物館 | 歴博所蔵資料 825-1-2 |
| 23 | 高遠城図 | 慶応末 ～明治初期 | | 個人 | |
| 24 | 高遠城図 | 万延元年 ～廃藩 | | 伊那市 高遠町図書館 | いてふ屋資料 256 |
| 25 | 高遠城図 | 万延元年 ～廃藩 | | 個人 高遠町歴史博物館寄託 | 歴博所蔵資料 762-4 |
| 26 | 高遠城周辺之武家屋敷 | 明和 3 年以前 | 大正 2 年 | 伊那市 高遠町歴史博物館 | 歴博所蔵資料 185 |
| 27 | 高遠城之図 | 天保以前 | 昭和 30 年 | 伊那市 高遠町図書館 | 岩崎家資料 5-28 |
| 28 | 高遠城下明細絵図 | 文化年間 | | 長野県立歴史館 | |
| 29 | 信州高遠城図 | | | 個人 | 歴博写真資料 |
| 30 | 信州高遠城図 | | 昭和 7 年 | 不明 | 歴博写真資料 |
| 31 | 信州高遠城図 | | 昭和 7 年 | 不明 | 馬島家か 歴博写真資料 |
| 32 | 信州高遠城図 | | 昭和 7 年 | 伊那市 高遠町歴史博物館 | 歴博所蔵資料 778 |
| 33 | 高遠城之図 | | 昭和 6 年 | 伊那市 高遠町歴史博物館 | 歴博資料 840 |
| 34 | 信州高遠城之絵図 | 正保年間 | | 国立公文書館 内閣文庫 | 諸国城郭絵図 冊次 19 |
| 35 | 信州高遠城図 | 寛文年代頃か | | 個人 | |
| 36 | 高遠城大図 其の一 | | | 伊那市 高遠町図書館 | 内藤家資料 1-417 |
| 37 | 高遠城大図 其の二 | | | 伊那市 高遠町図書館 | 内藤家資料 1-418 |
| 38 | 高遠城地震破損覚之図 | 享保 10 年 | | 伊那市 高遠町歴史博物館 | 歴博所蔵資料 152 |
| 39 | 高遠城図 (高遠城下絵図) | 享保 10 年 | | 伊那市 高遠町歴史博物館 | 歴博所蔵資料 326 |
| 40 | 信州高遠城図 | | | 国立国会図書館 | |
| 41 | 高遠城図 | | 宝暦年間～安 政年間 | 広島市立 中央図書館 | |

| No | 資料名 | 描写時代 | 制作年代 | 所蔵 (上段所蔵者、下段所蔵先) | 資料番号 |
|----|---------------------------|--------|-------|---------------------|----------------------|
| 42 | 高遠家中屋敷絵図 | 安永3年 | | 伊那市 高遠町図書館 | 岩崎家資料 5-29 |
| 43 | 信州高遠家中図 天保十一年 | 天保11年 | | 伊那市 高遠町図書館 | 岩崎家資料 5-30 |
| 44 | 信州高遠城 | 天正13年 | | 伊那市 高遠町図書館 | 高遠資料 1-103-1 |
| 45 | 高遠藩屋敷割第三図 | 明治6年 | 明治6年写 | 伊那市 高遠町図書館 | 岩崎家資料 5-93 |
| 46 | 高遠小図 | | | 伊那市 高遠町図書館 | 内藤家資料 1-415 |
| 47 | 信州高遠之城絵図 | | | 伊那市 高遠町図書館 | 高遠資料 1-103-2 |
| 48 | 高遠城建物配置図 | 明治維新前 | | 伊那市 高遠町図書館 | 岩崎家資料 5-34 |
| 49 | 高遠公園地図 | | | 伊那市 高遠町歴史博物館 | 歴博所蔵資料 353 |
| 50 | 東高遠町地図 第壹号 | 明治6~9年 | 明治21年 | 伊那市 高遠町歴史博物館 | 歴博所蔵資料 626 |
| 51 | 東高遠町地図(東高遠町 地図現地目図第一号) | 明治6~9年 | 昭和30年 | 伊那市 高遠町図書館 | 岩崎家資料 5-94 |
| 52 | 高遠城郭之図 | 明治初期 | 明治初期 | 長野県立歴史館 | 長野県絵図地図目録 5-2-1-1 |
| 53 | 高遠城郭之図 | 明治初期 | 明治初期 | 長野県立歴史館 | 長野県絵図地図目録 5-2-1-2 |
| 54 | 高遠城郭之図 | 明治初期 | 明治初期 | 長野県立歴史館 | 長野県絵図地図目録 5-2-1-3 |
| 55 | 高遠城郭之図 | 明治初期 | 明治初期 | 長野県立歴史館 | 長野県絵図地図目録 5-2-1-4 |
| 56 | 高遠町実測区域図 東高遠之部 | 大正7年 | 大正9年 | 伊那市 | 高遠町総合支所 市民生活課 |
| 57 | 高遠町実測区域図 東高遠之部(副) | 大正7年 | 大正9年~ | 伊那市 | 高遠町総合支所 市民生活課 |
| 58 | 高遠城図 | 昭和初期 | 昭和初期 | 国立国会図書館 | 『日本城郭史資料第 13巻』所収 |
| 59 | 高遠城図 | | | 伊那市 高遠町図書館 | 内藤家資料 1-416 |
| 60 | 旧高遠城之真景 | | | 伊那市 高遠町歴史博物館 | 歴博所蔵資料 5 |
| 61 | 信濃国高遠城 | | | 個人 高遠町歴史博物館寄託 | 歴博所蔵資料 1146 |
| 62 | 高遠城の図 | | 明治27年 | 不明 | 歴博写真資料 |
| 63 | 高遠城図 | | 明治初期 | 個人 | 歴博写真資料 |
| 64 | 高遠城外郭図 | | | 伊那市 高遠町図書館 | 岩崎家資料 5-32 |
| 65 | 高遠城の図 | | | 伊那市 高遠町歴史博物館 | 歴博所蔵資料 162 |
| 66 | 高遠城外郭図 | | | 伊那市 | 高遠小学校 |
| 67 | 高遠城建物図面 | | | 伊那市 高遠町図書館 | 内藤家資料 1-414 |
| 68 | 高遠城本丸間取図 | | | 伊那市 高遠町歴史博物館 | 歴博所蔵資料 336 |
| 69 | 高遠城本丸間取図 | | | 伊那市 高遠町図書館 | 高遠資料 2-152 |
| 70 | 高遠城図面 | 明治廃藩前 | | 伊那市 高遠町図書館 | 高遠資料 1-119 |

| No | 資料名 | 描写時代 | 制作年代 | 所蔵 (上段所蔵者、下段所蔵先) | 資料番号 |
|-----|----------------------------|----------|----------|---------------------|---------------------------|
| 71 | 信濃国伊奈郡 高遠御城大既図 | 維新前 | 明治3年 | 伊那市 高遠町図書館 | 内藤家資料 1-413 |
| 72 | 高遠城本丸間取図 | | 明治5年 | 伊那市 高遠町図書館 | 岩崎家資料 5-89 |
| 73 | 高遠城本丸間取図 | 廃藩当時 | | 伊那市 高遠町歴史博物館 | 歴博所蔵資料 413 |
| 74 | 高遠城玄関之図 | | | 伊那市 高遠町図書館 | 岩崎家資料 5-35 |
| 75 | 高遠城 | | | 伊那市 高遠町図書館 | 馬島文庫 2-663 『主図合結記』東山道四 |
| 76 | 信州高遠城并合戦之図 (鉾持棧道合戦図) | 天正13年 | 万治3年か | 伊那市 高遠町歴史博物館 | 歴博所蔵資料 223 |
| 77 | 高遠町之図城絵図 | 鳥居時代 | 文久2年か | 伊那市 | 高遠小学校 |
| 78 | 高遠家中建屋明細図 | 鳥居時代 | 大正5年頃 | 伊那市 | 高遠小学校 |
| 79 | 高遠城址公園 (白山から写生) | 明治23年 | 明治23年 | 伊那市 信州高遠美術館 | 信州高遠美術館所蔵 資料 SD-122 |
| 80 | 高遠兜ヶ城真景 (高遠風景画・高遠城) | 明治 | | 伊那市 信州高遠美術館 | 信州高遠美術館所蔵 資料 SD-132 |
| 81 | 東高遠町図 | 明治初期 | 明治初期 | 長野県立歴史館 | 長野県絵図地図目録 5-1-6-7 |
| 82 | 東高遠町図 | 明治初期 | 明治初期 | 長野県立歴史館 | 長野県絵図地図目録 5-1-6-8 |
| 83 | 高遠倉庫局跡之図 | 明治初期 | 明治初期 | 長野県立歴史館 | 長野県絵図地図目録 5-10-2 |
| 84 | 高遠矢場 | | | 長野県立歴史館 | 長野県絵図地図目録 4-2-1-11 |
| 85 | 旧各藩城郭調並払下地 に關スル部 地理掛 一式 | 明治初期 | 明治初期 | 長野県立歴史館 | 行政文書目録 明 7-1A -11 |
| 86 | 現高遠城址図(写) | 昭和30年代頃か | 昭和30年代か | 伊那市 高遠町歴史博物館 | 歴博所蔵資料 825-1-3-6 |
| 87 | 享保年間高遠之図(写) | 享保年間 | 昭和30年代か | 伊那市 高遠町歴史博物館 | 歴博所蔵資料 825-1-3-5 |
| 88 | 鳥居家元禄年中 高遠旧図(写) | 元禄年間 | 昭和30年 | 伊那市 高遠町歴史博物館 | 歴博所蔵資料 825-1-3-4 |
| 89 | 信州高遠城(写) | 安永～嘉永か | 昭和32年12月 | 伊那市 高遠町歴史博物館 | 歴博所蔵資料 825-1-3-3 |
| 90 | 同国高遠城 | | | 個人 | 北村家資料 1-7 |
| 91 | 高遠城郭之図 | 明治初期 | | 伊那市 高遠町歴史博物館 | 歴博所蔵資料 825-1-1 |
| 92 | 高遠御城并御家中屋鋪絵 図(高遠御家中屋敷図) | 享保12年2月 | 安政6年か | 伊那市 高遠町図書館 | 石川資料 2-168 |
| 93 | 高遠城絵図 | 江戸末期か | 明治初期 | 桂泉院 | |
| 94 | 信州伊那郡高遠 | | 江戸末期か | 松本市内 旧家 | 『日本名城城郭図大 系』所収 |
| 95 | 諸国居城図 信州高遠 | | 元禄11年前後 | 金沢市立玉川図書館 | 前田育徳会尊経閣文 庫『諸国居城図』所収 |
| 96 | 高遠城図 | 江戸末期 | 明治25年以降 | 個人 | |
| 97 | 信州高遠城図 | 江戸末期 | 昭和4年頃 | 個人 高遠町歴史博物館寄託 | 歴博所蔵資料 858-1 |
| 98 | 信州高遠城図 | 江戸末期 | 昭和4～5年頃 | 個人 高遠町歴史博物館寄託 | 歴博資料 858-2 |
| 99 | 信州高遠城図 | 江戸末期 | 昭和6年頃 | 個人 | |
| 100 | 高藩探勝 | 寛保3年頃 | 寛保3年 | 伊那市 高遠町歴史博物館 | 歴博所蔵資料 779 |
| 101 | 御城内引水略絵図 | 弘化2年 | 弘化3年 | 個人 高遠町図書館寄託 | 大下家資料 1-8 |

②考古学的調査

高遠城周辺では、史跡指定以降昭和60年代から現在までに12回の発掘調査を行っています。限られた範囲内の調査であり、近代以降の攪乱も激しいため、戦国時代や江戸時代の城の状況がわかる遺構はあまり見つかっていませんが、わずかながら、城の様相がわかる調査成果も得られています。

平成14年(2002年)に行った二ノ丸東側の中堀の調査では、かつての堀が現在よりも急峻で、深いものだったことが明らかとなり、現在の堀は廃城後の年月の経過に伴って土砂が流れ込み、底から2.5～3mほどが埋まっていることが分かったほか、往時の堀底の形状は鋭角な薬研堀だったことも確認されています。

二ノ丸でも何度か調査を行っていますが、それらの調査結果を併せて見ると、大規模な土地造成が行われた結果、現在の規模の平坦面ができていることが明らかとなりました。元々二ノ丸の一角は、江戸時代には広庭として使われていた空間で、広い平地を確保するために、かつて堀であった部分を埋めて、平らに造成した可能性が考えられます。この造成が行われた時期を特定するまでには至っていませんが、盛土内に中世の遺物を含んでいることや、絵図に描かれた曲輪の状況を踏まえると、江戸時代初期以前に行われた造成であると考えられます。その他二ノ丸では、枅形の一部が確認されています。

発掘調査における出土遺物を見ると、大半を占めるのが近世の陶磁器や瓦で、17世紀後半から19世紀前半に作られ使用されたものが多く見られます。平成18年(2006年)に行った発掘調査で本丸内から出土した陶磁器類の生産地を調べると、全体の40%という最も多くの比率を占めたのが瀬戸美濃産の陶磁器で、次いで肥前系の磁器が31%、「お庭焼」と呼ばれた高遠焼の徳利や土瓶等も城内で使われていたことが明らかとなりました。また、わずかに確認されている中世の遺物は古瀬戸や16世紀前半の瀬戸美濃産の皿、すり鉢、平碗の破片のほか、中国から輸入された青磁碗や盤の一部、白磁皿の一部等があります。

表. 高遠城跡内発掘調査実施状況

| 番号 | 調査内容 | 調査原因 | 調査面積 |
|----|-----------------------|----------------------------|------|
| 1 | 二ノ丸門遺構確認調査 | 御門復元のための遺構確認調査 | 150㎡ |
| 2 | 二ノ丸内遺構確認調査 | 二ノ丸(北西部)便所建設工事に伴う事前調査 | 150㎡ |
| 3 | 二ノ丸内遺構確認調査 | 二ノ丸(東南部)便所建設工事に伴う事前調査 | 252㎡ |
| 4 | 城跡内試掘調査 | 下水道埋設に関わる事前試掘調査 | |
| 5 | 番小屋・武家屋敷遺跡発掘調査 | 国道改良工事に伴う事前調査 | 430㎡ |
| 6 | 大手門石垣遺構確認調査 | 大手門石垣修理工事に伴う遺構確認調査 | 100㎡ |
| 7 | 二ノ丸三ノ丸堀・土塁、勘助曲輪遺構確認調査 | 史跡整備に向けた遺構確認調査 | 372㎡ |
| 8 | 二ノ丸遺構確認調査 | 高遠閣耐震改修工事及び下水道管理設に伴う遺構確認調査 | |

| 番号 | 調査内容 | 調査原因 | 調査面積 |
|----|-------------------------|---|----------------------|
| 9 | 東高遠若宮武家屋敷遺跡発掘調査 | 国道 152 号バイパス建設工事に伴う事前調査 | 2,410 m ² |
| 10 | 二ノ丸・南曲輪遺構確認調査 | 史跡整備に向けた遺構確認調査 (兼、サクラ樹勢回復措置検討のための確認調査) | 147 m ² |
| 11 | 本丸・二ノ丸・南曲輪・法幢院曲輪等遺構確認調査 | 史跡整備に向けた遺構確認調査 (兼、サクラ樹勢回復措置検討のための確認調査) | 125 m ² |
| 12 | 藩校進徳館周辺遺構確認調査 | 進徳館付属棟建造物保存修理工事にかかる上下水道管敷設のための事前調査 | 40 m ² |
| 13 | 高遠城跡武家屋敷遺構確認調査 | 埋蔵文化財包蔵地における個人住宅建設 | 100 m ² |

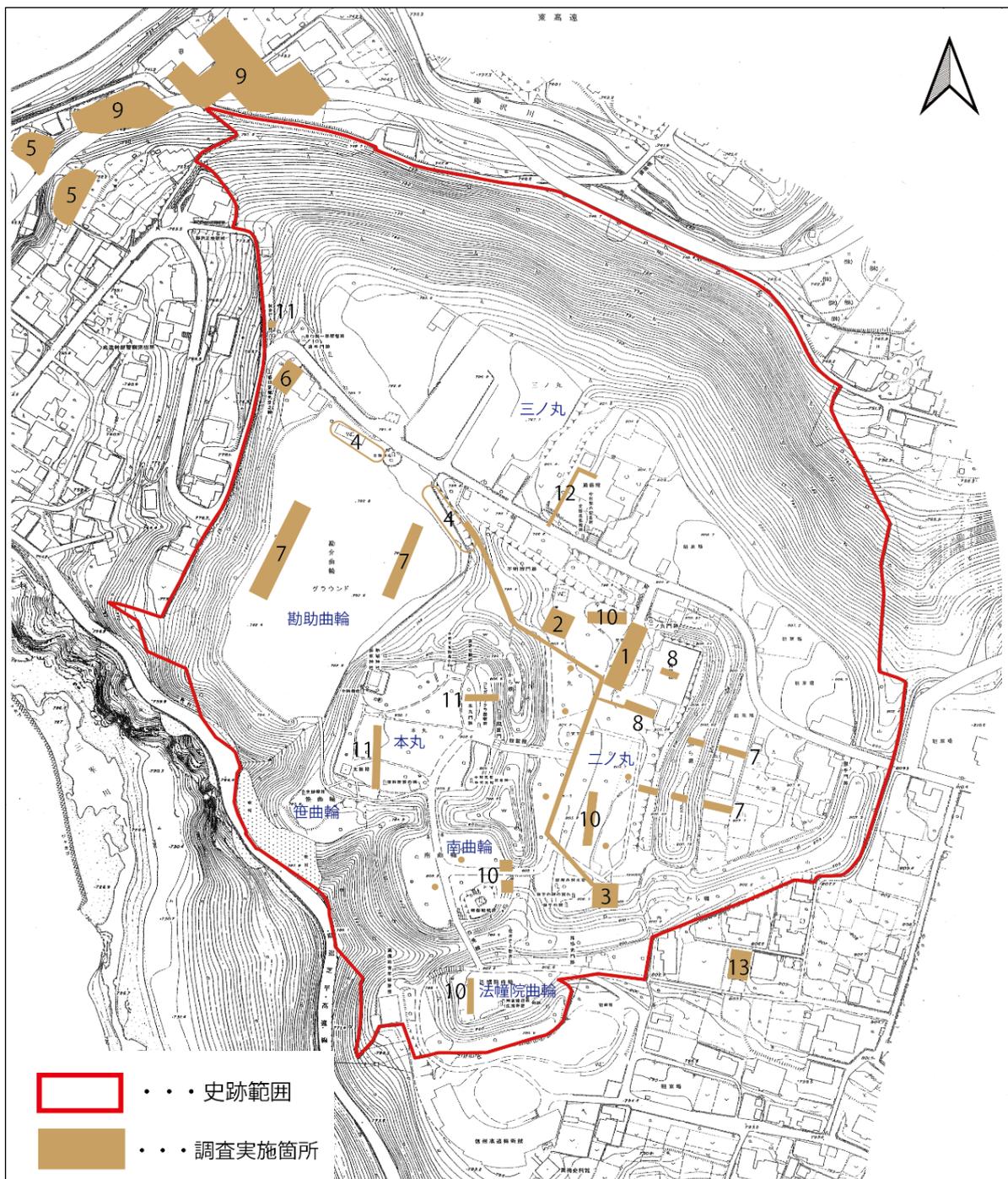


図. 高遠城跡内発掘調査実施箇所位置図

(2) 自然的調査

高遠城址公園桜現況調査

高遠城跡周辺には現在約 1,500 本のタカトオコヒガンザクラがあります。その一部は長野県天然記念物「高遠のコヒガンザクラ樹林」に指定されており、伊那市では天然記念物の指定範囲外も含め、一体的な保護管理をしています。平成 30 年度(2018 年度)には、一帯のサクラの状況について、個体調査が実施し、サクラの位置や大きさ、それぞれの樹勢等を確認しました。

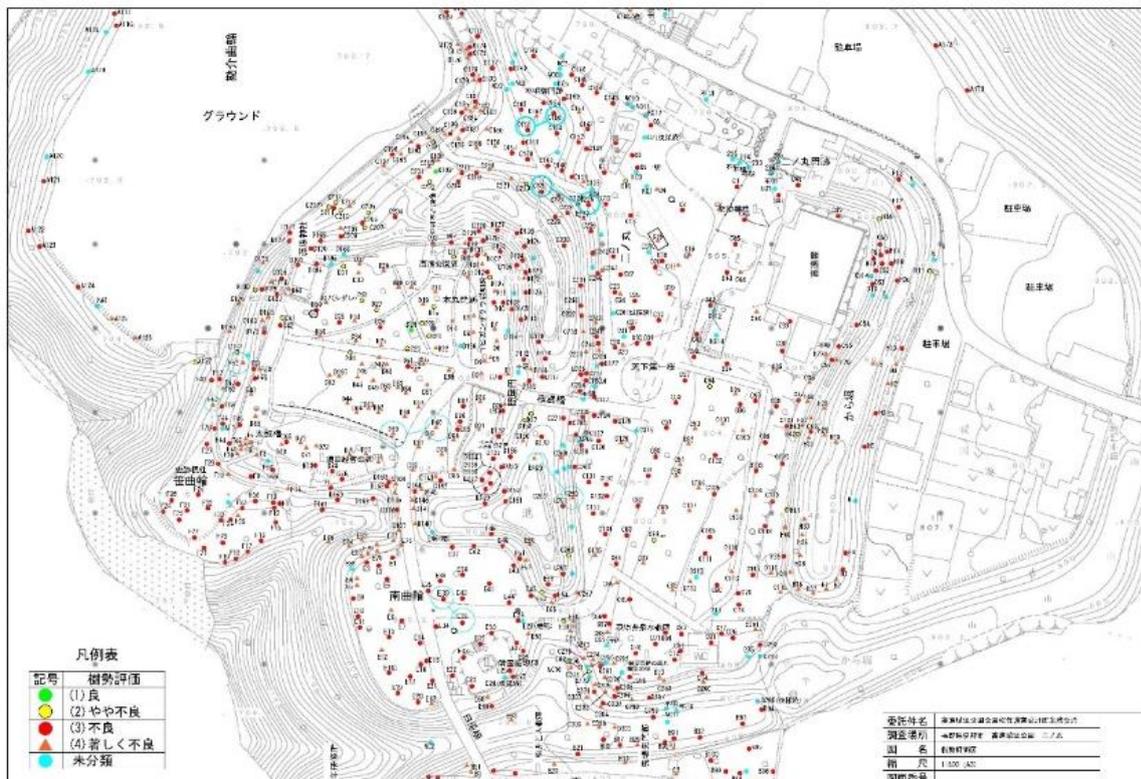


図. タカトオコヒガンザクラの位置と樹勢評価図 (一部)

(3) サクラの樹勢回復措置の是非検討のための発掘調査(平成 18 年実施)

1 経過

サクラの樹勢回復措置の是非を検討するため、城跡内二ノ丸と南曲輪内 8 か所に試掘坑を設け、発掘調査を行い、サクラの根と遺構面の深さを確認しました(平成 18 年(2006 年)9 月 5 日 18 委庁財第 4 の 925 号をもって許可)。調査は平成 18 年 10 月 3 日に着手、各試掘坑の掘り下げ・遺構精査、平面及び断面実測、写真撮影を行い、同 18 年 12 月 27 日掘削土を埋め戻し調査前の状況に復して終了しました。

2 調査方法

二ノ丸に 6 か所、南曲輪に 2 か所、50×50 cm のトレンチを設け、掘削しました。遺構が確認された調査区では、トレンチを拡張して掘削しました。サクラの根を傷つけないよう細心の注意を払いました。

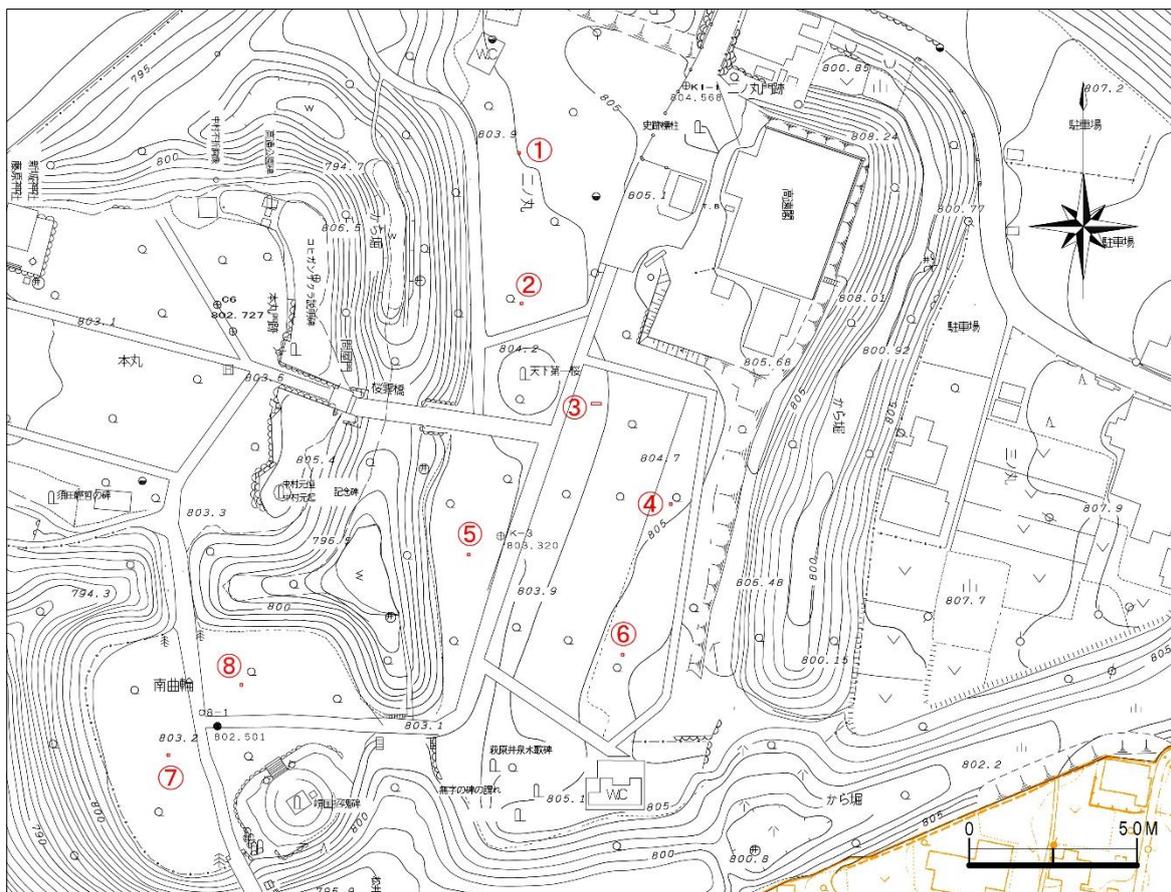


図. 調査位置図 ※○囲みの数字が調査箇所番号に対応

3 調査結果

サクラの根そのものの深さは、その多くが地表下 30 cmまでの範囲にとどまっているため遺構への影響は少ないと考えられます。しかし、施肥等のための掘削で地表深くまで攪乱されている部分があることが確認できました。樹勢回復措置の方法については、葉面散布を含め、遺構に影響が及ばないよう対策を講じる必要があります。

表. 平成 18 年度調査内容

| 調査箇所 | 調査面積 | 調査所見等 |
|--------------|-----------|---|
| 二ノ丸 ①トレンチ | 50×50cm | 地表から 70cm の深さ(ローム層)までサクラ保護の目的で施肥のため機械で攪乱された溝を確認。サクラの根の深さは、おおむね地表下 1~30cm 程度。 |
| 二ノ丸 ②トレンチ | 100×100cm | 地表から 25cm の深さにケーブル埋設、2.5m の深さまで全て盛土であることを確認。サクラの根の深さは地表下 20cm の範囲。70cm の深さで天目茶碗の破片、内耳土器片を検出。 |
| 二ノ丸 ③トレンチ | 100×300cm | 川原石が多く出土したが遺構とは断定できず。拡張部の東端に石垣の一部と思われる石積みが確認された。2m 以上の深さまでローム層が掘り込まれ、その後盛土された模様。サクラの根は 1 本だけ 80cm の深さに達していたが、これは枯死。他のサクラの根の深さは、おおむね地表下 20cm の表土の範囲。 |
| 二ノ丸 ④トレンチ | 50×50cm | ゴミ穴、もしくは施肥のため掘られた穴の一部と確認。地表から 25cm の深さに電気ケーブルが埋設、地表から 10cm でローム層に達する。 調査区内ではサクラの根は確認できず。 |
| 二ノ丸 ⑤トレンチ | 100×100cm | アスファルトの欠片、紙くず等が検出されたためゴミを埋めるために掘削された穴の一部と確認。 サクラの根の深さは地表下 5 cm の範囲 |
| 二ノ丸 ⑥トレンチ | 50×100cm | 地表下 45cm に電気ケーブルが埋設、サクラの根は毛細根で地表下 15cm の範囲。 |
| 南曲輪 ⑦トレンチ | 50×50cm | ゴミ穴、もしくは施肥のために掘られた穴の一部と確認。 サクラの根は土壌が軟らかいため地表下 73cm にも達しているものを確認。 |
| 南曲輪 ⑧トレンチ | 100×100cm | 拡張部も含めて大量の大小の石が出土。調査区域の北西隅から、かつて靖国招魂碑前にあった大鳥居の柱の一部とみられる朽ちた木材が出土した。 調査区内にはサクラの根は確認できず。 |

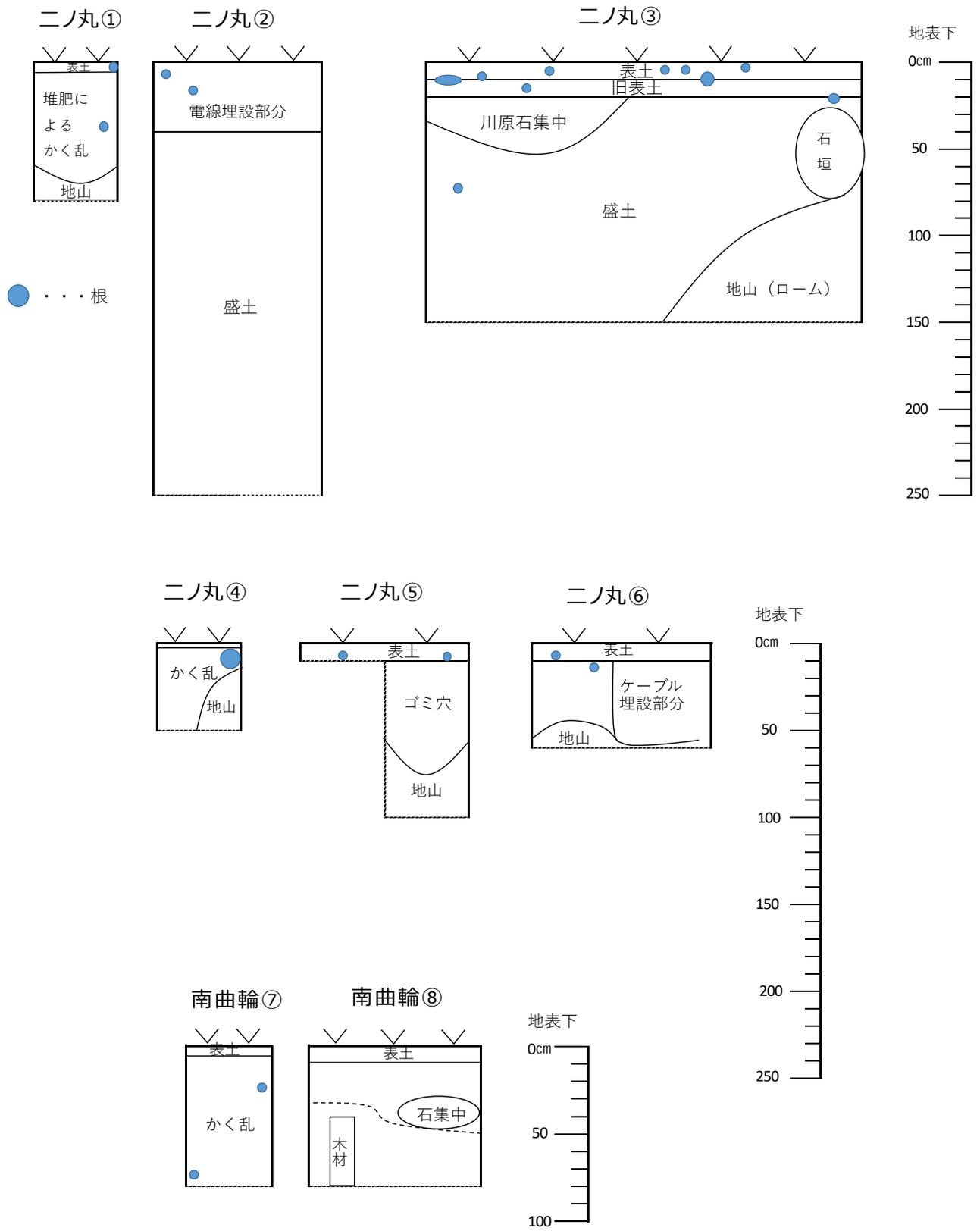


図. 各トレンチの土層及び根の侵食状況模式図

5 指定地や周辺における法令の規制等

史跡高遠城跡の史跡指定地や周辺に係る主な法令の規制や規制区域等については、以下のとおりです。

(1) 高遠城跡史跡指定地

史跡高遠城は、文化財保護法第109条により史跡に指定されており、同法第125条により、史跡の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為を行う場合は、文化庁長官の許可を得る必要があります。

根拠法令：文化財保護法

(2) 周知の埋蔵文化財包蔵地

高遠城跡、高遠武家屋敷遺跡、殿坂武家屋敷遺跡、阪本天山屋敷井戸跡遺跡、若宮武家屋敷遺跡、高遠城下町遺跡、高遠城下町(多町・相生町)遺跡

文化財保護法第93条により、高遠城跡の指定地及びその周辺は、周知の埋蔵文化財包蔵地となっており、土木工事等の開発事業や埋蔵文化財調査のために土地を発掘しようとする場合には、長野県に事前の届出をする必要があります。

根拠法令：文化財保護法

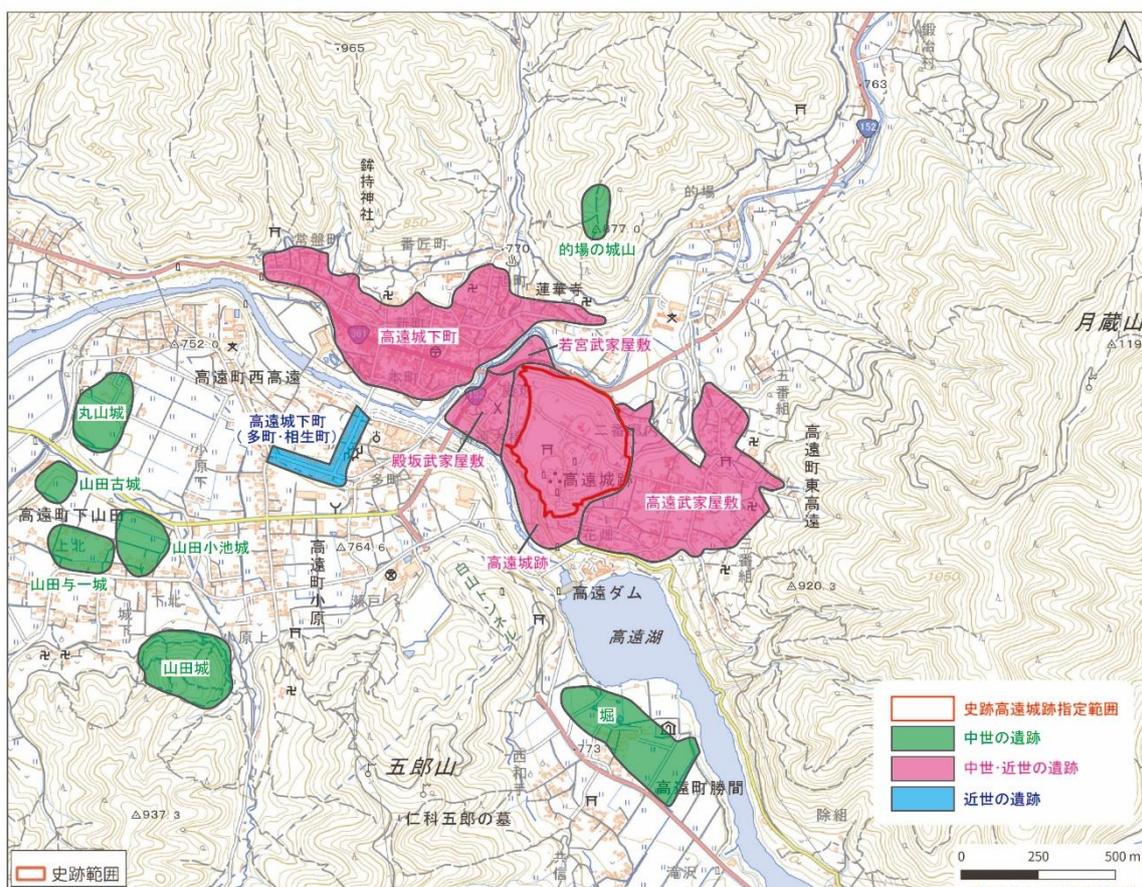


図. 史跡周辺の周知の埋蔵文化財包蔵地の状況

(3) 国登録有形文化財 高遠閣

高遠城跡内二ノ丸には、文化財保護法第57条により、有形文化財に登録されている建造物「高遠閣」があります。高遠閣の現状を変更する場合は、文化庁長官へ届出をする必要があります。

根拠法令：文化財保護法

(4) 長野県天然記念物 高遠のコヒガンザクラ樹林

高遠城跡内には、長野県文化財保護条例第30条により、長野県天然記念物に指定された「高遠のコヒガンザクラ樹林」があります。この天然記念物の現状を変更し、保存に影響を及ぼす行為をする場合は、長野県知事の許可を得る必要があります。

根拠法令：長野県文化財保護条例



図. 長野県天然記念物 高遠のコヒガンザクラ樹林 指定範囲

(5) 都市公園 高遠城址公園

都市公園は、地方自治体が都市公園法に基づき設置した公園です。史跡高遠城跡の一部が、都市公園の高遠城址公園になっており、公園区域内で行う諸行為に対する制限があるほか、有料区域が設定されています。

根拠法令：都市公園法、伊那市都市公園条例、高遠城址公園使用料徴収条例

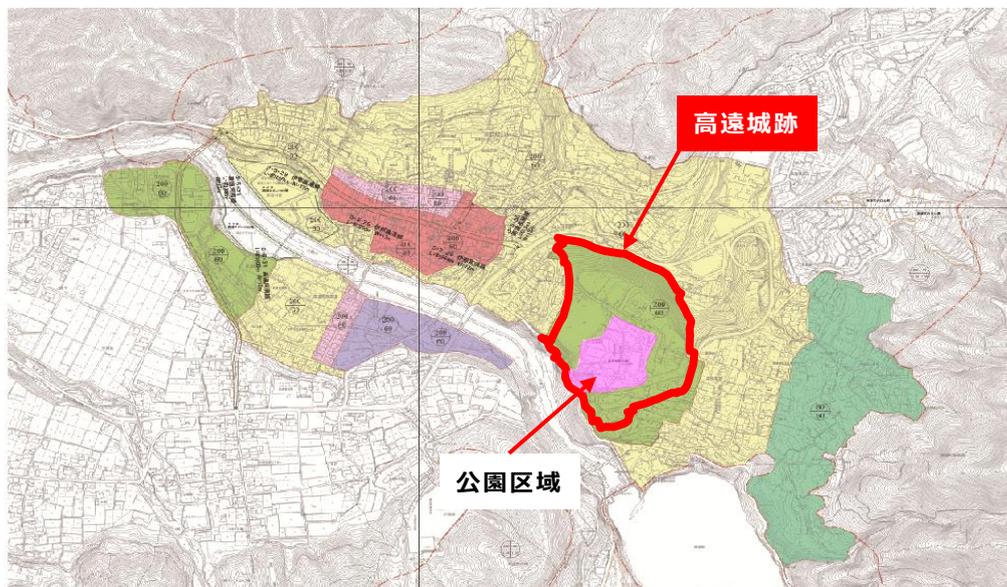


図. 伊那(高遠)都市計画図より 都市計画公園区域

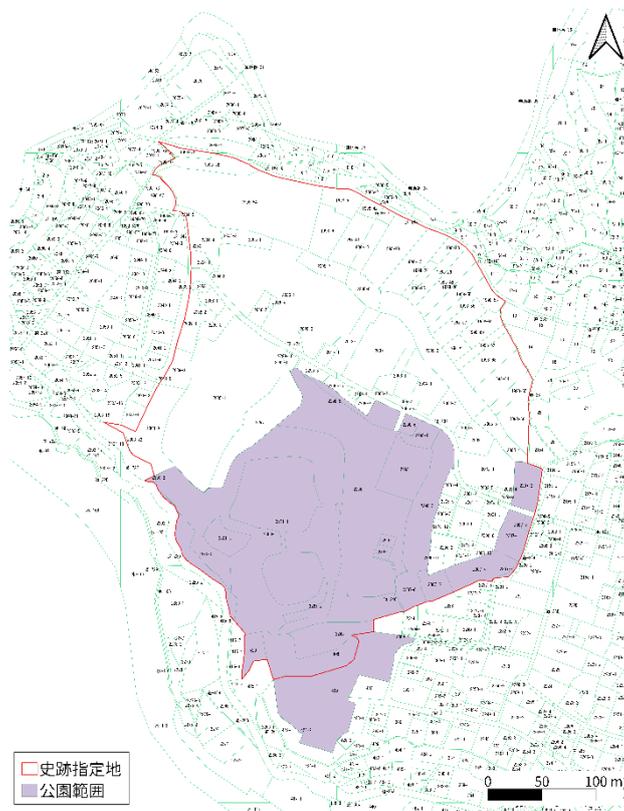


図. 都市公園台帳の地番から都市計画公園区域を整理した区域図

(6) 都市計画用途地域 第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域

高遠城跡は都市計画区域内にあり、史跡内やその周辺は用途地域として指定されています。用途地域とは、地域における住居の環境の保全又は業務の利便の増進を図るために、市街地の類型に応じて建築を規制するために指定された地域で、都市公園区域を除く史跡内全域が第一種中高層住居専用区域に、史跡周辺は第一種住居地域に指定されています。

根拠法令：都市計画法

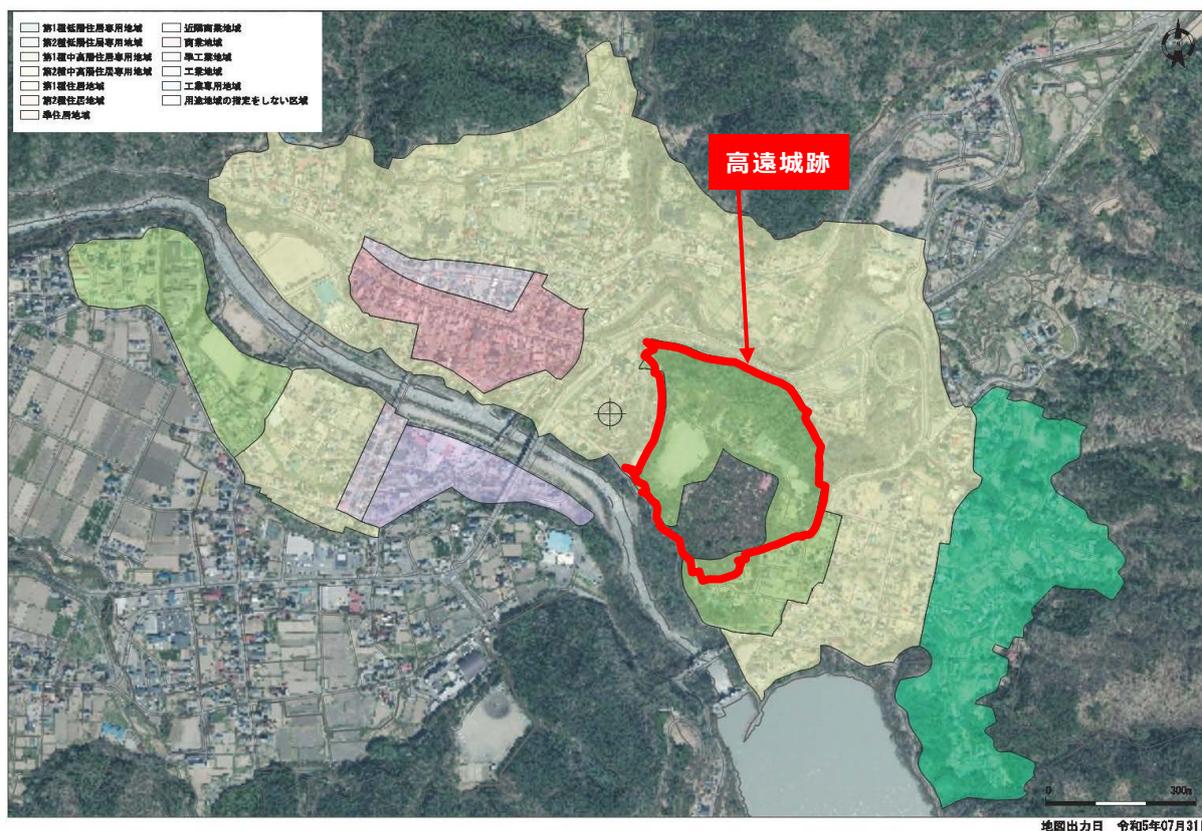


図. 都市計画 用途地域図

(7) 三峰川水系県立公園 第2種特別地域

高遠城跡本丸及び内堀内が、風致を維持する必要性の高い地域として、三峰川水系県立公園のうち、第2種特別地域に指定されています。この地域では、景観や動植物の生息・生育環境を保全するため、工作物の新築や増改築、木竹の伐採等の開発行為を行う場合、長野県知事の許可が必要です。風致景観上の支障がない行為に限り、一定の基準の範囲内で許可となります。

根拠法令：自然公園法、長野県立自然公園条例



図. 高遠城跡内の三峰川水系県立公園区域図

(10) 景観計画区域 市街地(面)、山岳・自然公園(面)、沿道(軸)

伊那市の景観特性を生かし、伊那市らしい景観を将来に引き継いでいくため、伊那市全域が景観計画区域になっています。景観に与える影響が大きい一定規模以上の行為をする場合、伊那市への届出が必要で、景観形成基準に適合すると認められた場合に事業を行うことができます。

高遠城跡指定地には、下記の景観区分に基づいた対象地があります。三峰川水系県立公園区域は、長野県立自然公園条例に基づいた許可が必要なため、伊那市景観条例の届出の対象外です。

根拠法令：景観法、伊那市景観条例

表. 高遠城跡指定地内の景観区分と対象地

| 景観区分 | | 対象地 |
|------|---------|--------------------------|
| 面 | 市街地 | 都市計画用途地域で、商業地と住居地が集積する地域 |
| | 山岳・自然公園 | 三峰川水系県立公園 |
| 軸 | 沿道 | 国道 152 号 道路境界から両側 30m |

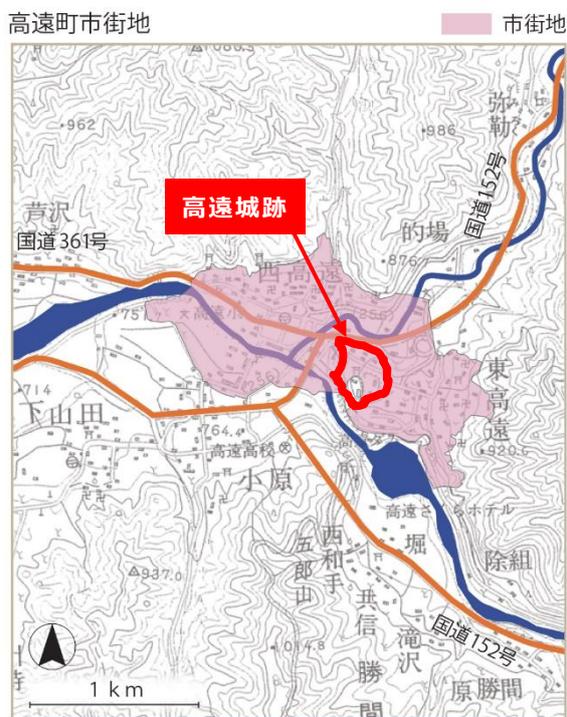


図. 景観区分(面)に基づく対象地

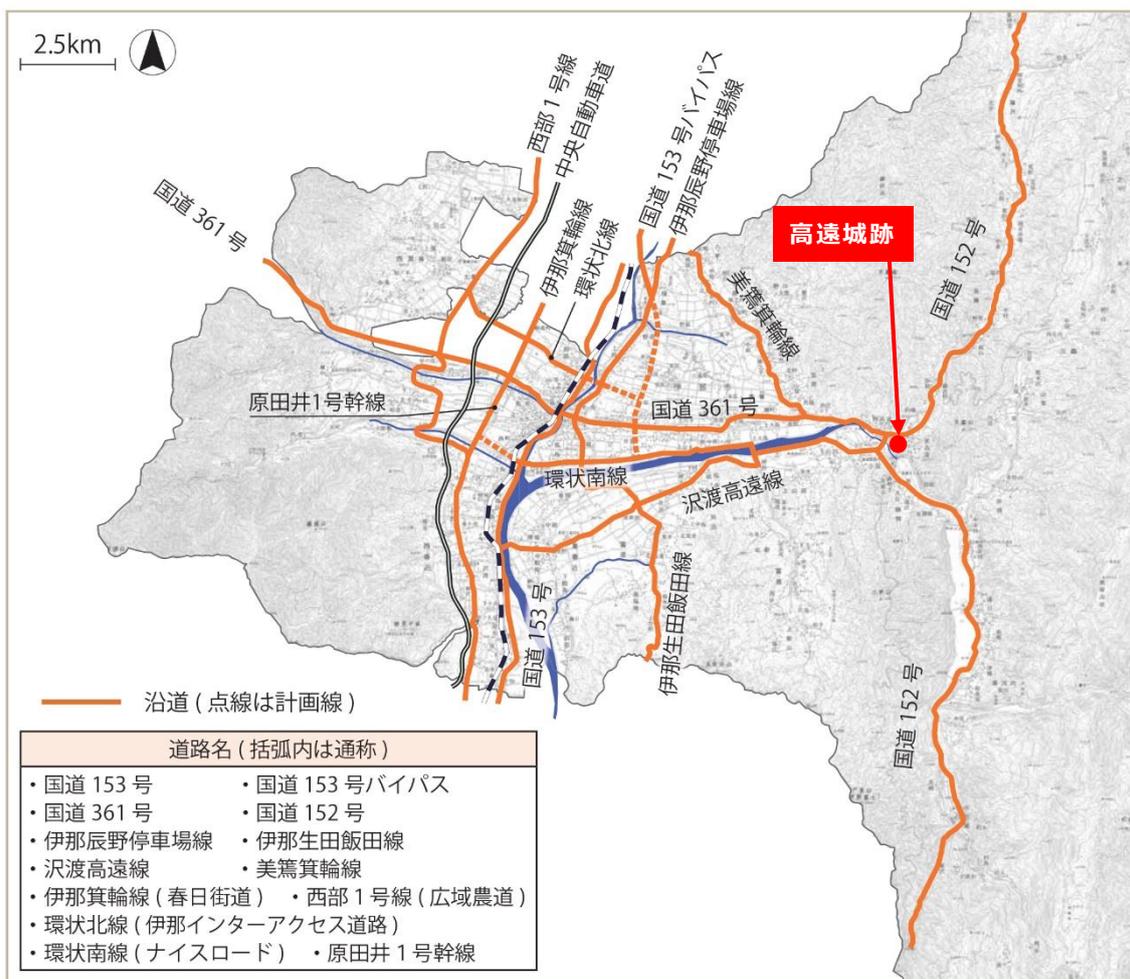


図. 景観区分(軸)にかかる対象地

- (11) 伊那市屋外広告物条例 第1種規制地域
 同 第2種規制地域
 同 第3種規制地域
 同 第4種規制地域

良好な景観保全や屋外広告物の適正な維持管理のため、伊那市内で屋外広告物を表示・設置する場合、伊那市屋外広告条例に基づく手続が必要です。この条例では4種の規制地域を設け、それぞれの特性に応じた広告物の規制・誘導が図られています。高遠城跡のうち、用途地域で第一種中高層住居専用地域とされている地域が第1種規制地域となっており、国道152号の両側50m及び景観形成住民協定地区が第2種規制地域に、国道361号の両側50m及び三峰川河川区域両側50mが第3種規制地域になっています。それら以外で、伊那市景観計画における地域区分(面)のうち、「市街地」地域が、第4種規制地域になっています。

根拠法令：伊那市屋外広告物条例

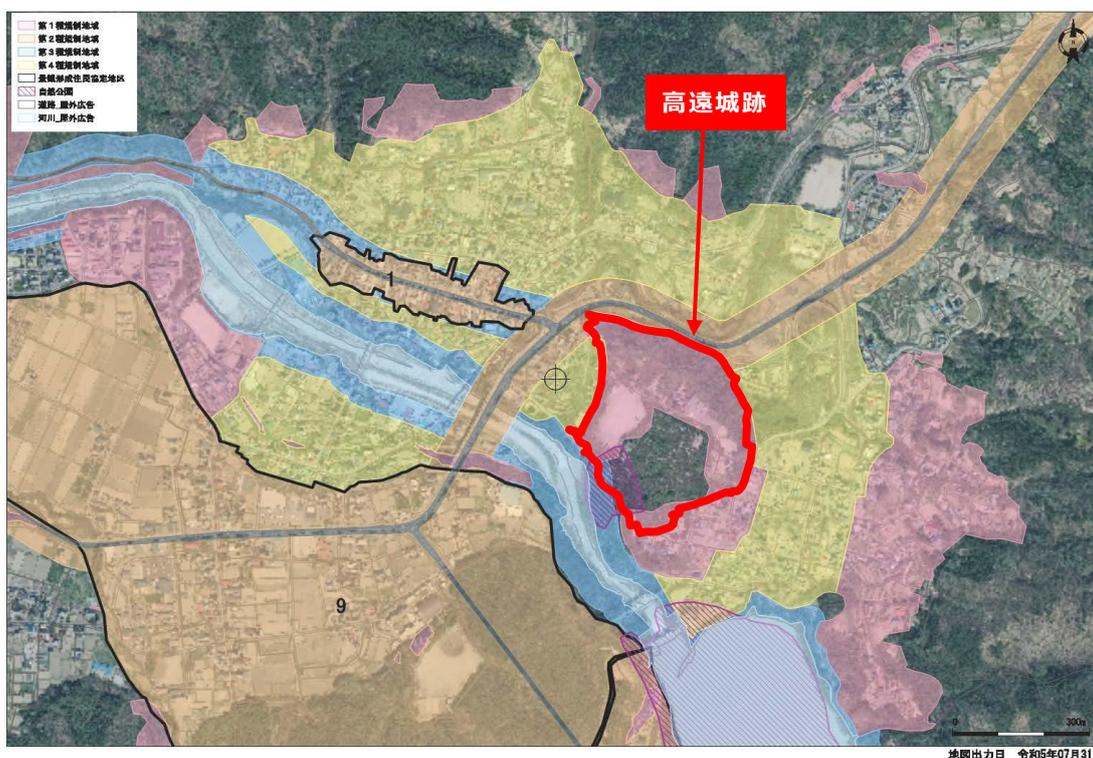


図. 伊那市屋外広告物条例規制地域図

(12) 地域森林計画対象民有林

高遠城跡内には、森林法第5条に基づく地域森林計画で定められた民有林があります。この区域内では、森林所有者等が森林の立木を伐採する際には、「伐採及び伐採後の造林の届出書」(伐採届)及び「伐採計画書」、併せて伐採後に再造林を行う場合は「造林計画書」の提出が必要です。伐採後には「伐採後の森林に係る状況報告書」及び、伐採後に再造林を行った場合は「伐採後の森林に係る状況報告書」の提出も必要となります。

根拠法令等：森林法



図. 高遠城跡周辺の森林区域図

(13) 農地

史跡内の農地は、地目変更、所有権の移転等を行う場合、伊那市農業委員会の許可又は届出が必要となります。農地を耕作目的以外(住宅地・資材置場・駐車場等)に使用する転用の場合にも、伊那市農業委員会の許可が必要です。

根拠法令：農地法

(14) 太陽光発電設備設置事業 禁止区域 及び 抑制区域

伊那市では災害の防止、良好な自然環境の保全のため、太陽光発電設備設置事業を認めない区域を「禁止区域」に指定しています。発電出力が10キロワット以上の設備の設置、事業区域の面積が1,000㎡を超える事業、土地の高低差が13mを超える区域での事業が対象となります。「文化財保護法第109条第1項の規定により指定された史跡の区域」は禁止区域に指定されているため、高遠城跡内全域が禁止区域となり、高遠城跡周辺区域にも条件に基づいた禁止区域があります。

また、太陽光発電設備設置事業の実施について特に配慮が必要と認められる区域を「抑制区域」に指定しています。高遠城跡周辺地域には抑制区域に該当するところがあり、抑制区域内で事業を実施する場合は、市との事前協議や地域住民への事業説明や同意等を行った上で、許可申請が必要です。

根拠法令：伊那市太陽光発電設備の設置等に関する条例

禁止区域として高遠城跡内が該当する条件

- (2) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第27条第1項の規定により指定された建造物、同法第57条第1項の規定により登録された建造物及び同法第109条第1項の規定により指定された史跡、名勝又は天然記念物の区域

禁止区域のうち、高遠城跡周辺区域で該当する条件

- (6) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域
- (7) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の土砂災害特別警戒区域
- (8) 文化財保護条例(昭和50年長野県条例第44号)第4条第1項の規定により指定された建造物及び同条例第30条第1項の規定により指定された史跡、名勝又は天然記念物の区域
- (10) 現状の地盤面が斜度30度以上の角度をなしている区域(太陽光発電設備の設置に伴う造成等を行った後の地盤面にも準用する。)

抑制区域のうち、高遠城跡周辺区域で該当する条件

- (1) 水防法(昭和24年法律第193号)第14条第1項及び同条第2項の洪水浸水想定区域
- (2) 文化財保護法第93条の周知の埋蔵文化財包蔵地の区域
- (3) 前条第2項第2号、第8号及び第9号の区域の敷地境界線から水平距離30メートル以内の区域
- (4) 森林法第5条第1項に規定する地域森林計画の対象となっている森林のうち、前条第2項第3号の保安林の区域を除いた区域
- (7) 前条第2項第5号の地すべり防止区域に準ずる区域
- (8) 前条第2項第6号の急傾斜地崩壊危険区域に準ずる区域
- (9) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項の土砂災害警戒区域及びこれに準ずる区域
- (12) 伊那市景観条例(平成25年伊那市条例第40号)第6条に規定する伊那市景観計画により市街地に分類された区域
- (13) 伊那市景観条例第31条の景観形成住民協定の区域

(15) 南アルプスユネスコエコパーク 移行地域

ユネスコエコパーク(生物圏保存地域)は、生態系の保全と持続可能な利活用の調和(自然と人間社会の共生)を目的として、ユネスコが開始した事業で、地域の豊かな生態系や生物多様性を保全し、自然に学ぶと共に、文化的にも経済・社会的にも持続可能な発展を目指す取組です。伊那市では、南アルプス地域が南アルプスユネスコエコパーク(南アルプス生物圏保存地域)に登録されており、高遠城跡はその中の移行地域内にあります。移行地域とは人が暮らしを営んでいる地域で、自然環境と調和した農業や歴史、文化を活かしたエコツーリズム等が行われている地域です。

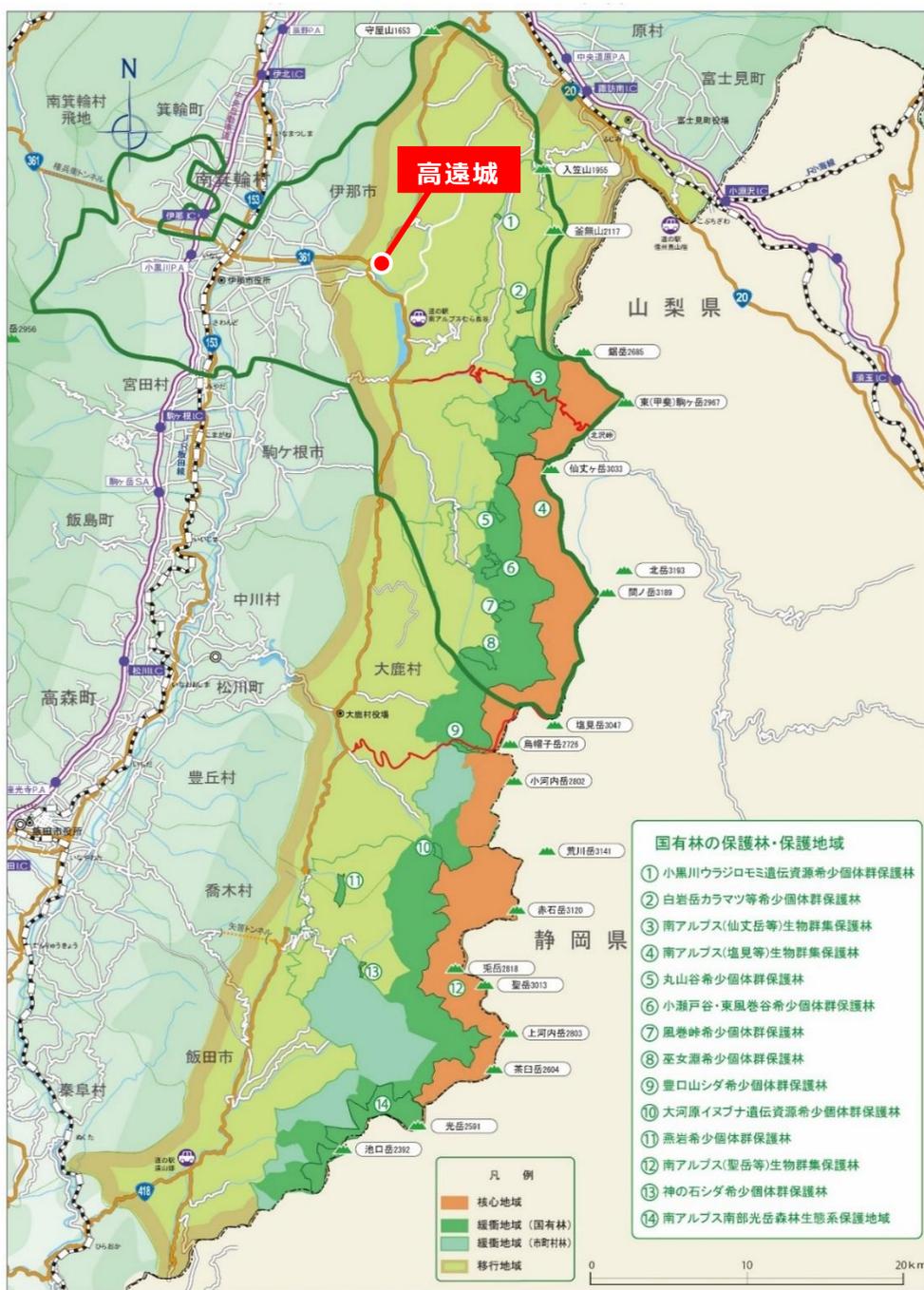


図. 南アルプスユネスコエコパーク 長野県域ゾーンエーション地図

(16) 南アルプス(中央構造線エリア)ジオパーク ジオサイト

高遠城跡は、日本ジオパーク委員会によって認定された「日本ジオパーク」南アルプス(中央構造線エリア)ジオパークエリア内にあります。ジオパークは、ジオ(地球)に親しみ、ジオを学ぶ旅であるジオツーリズムを楽しむ場所で、山や川をよく見て、その成り立ちとしくみに気付き、生態系や人間生活との関わりを考える場所とされています。高遠城跡はエリア内にあるジオサイトの1つ「ヒト(歴史文化)のみどころ」として取り上げられています。

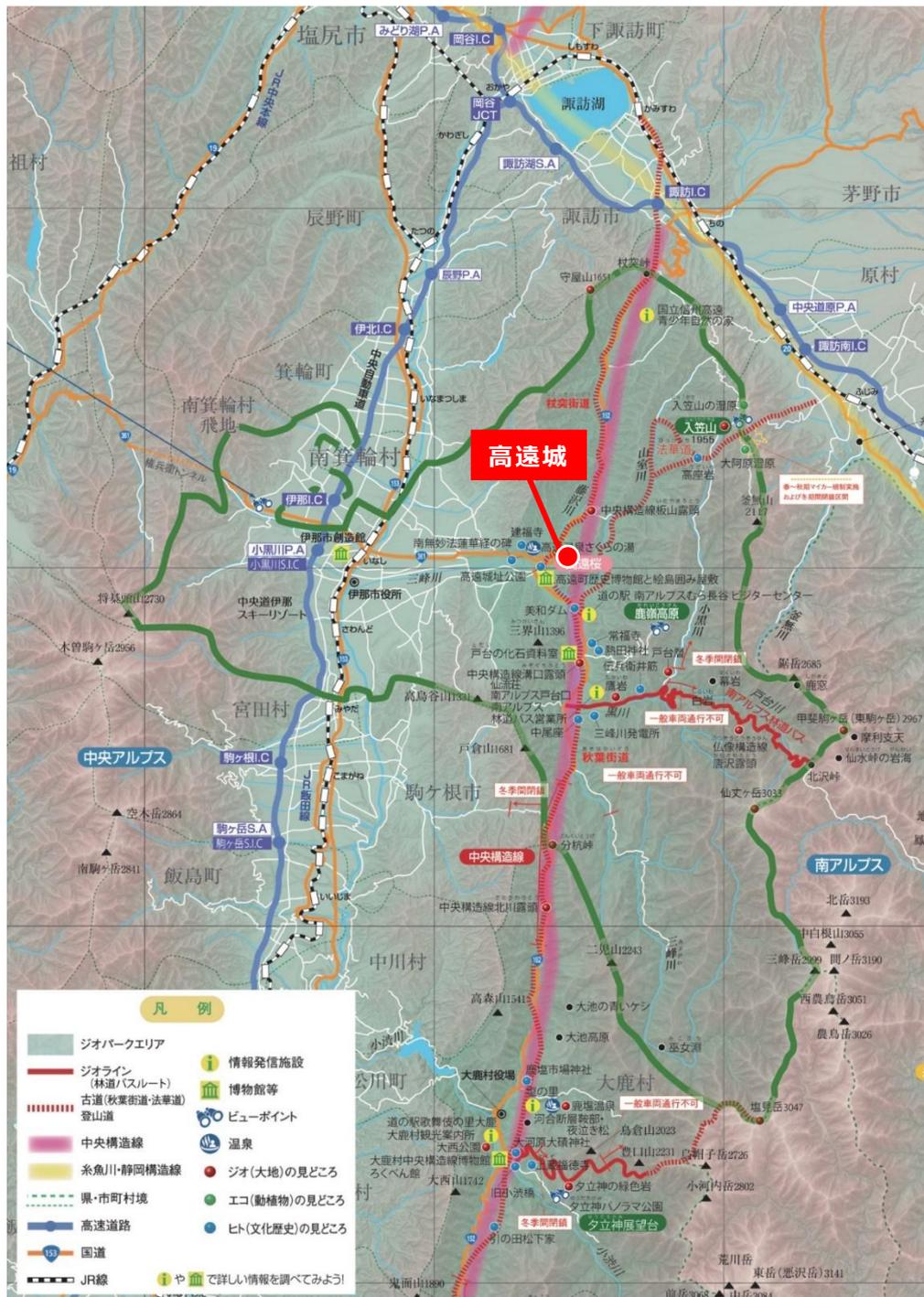


図. 南アルプス(中央構造線エリア)ジオパーク伊那市域マップ

(17) 景観形成住民協定地区

地域住民が良好な景観の形成を目指して、一定の区域の建物や工作物の色彩や形態等の外観、緑化等について自主的にルールをつくり協定として締結しています。史跡指定地は協定地区外ですが、近接する城下町地区が協定地区となっています。

根拠法令等：伊那市景観形成住民協定 城下町高遠・まちづくり協定(平成6年)

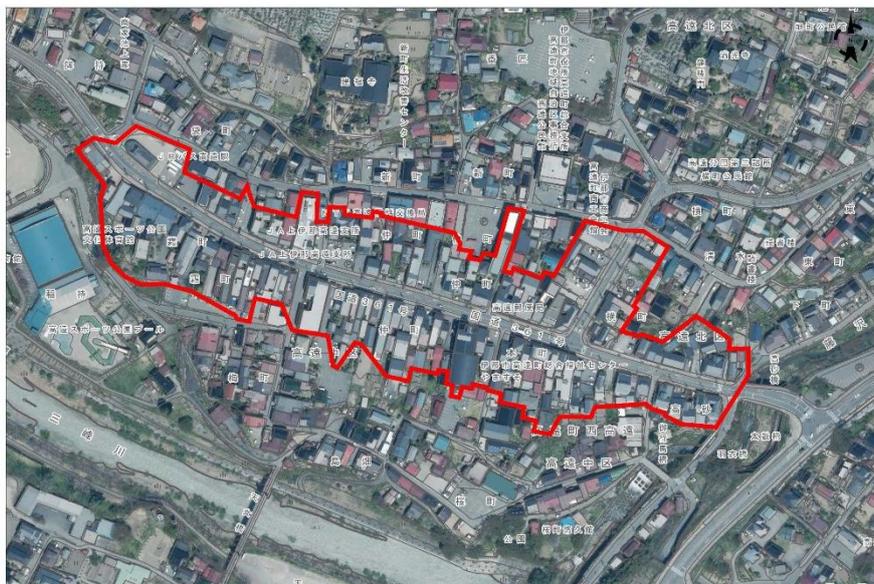


図. 城下町・高遠まちづくり協定 区域図

(18) 都市機能誘導区域、居住誘導区域

将来の人口規模に見合った効率的な都市基盤整備等を行い持続可能な集約型都市構造の実現を目指す伊那市立地適正化計画で定められた地域です。史跡指定地はこの計画による指定区域にはなっていませんが、城下町周辺が、主に日常的な生活サービス機能を集積する「都市機能誘導区域」と、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき「居住誘導区域」に指定されています。施設や建物を建設する等の場合、届出が必要となります。



図. 都市機能誘導区域、居住区域図

施設や建物を建設する等の場合、届出が必要となります。

根拠法令等：都市再生特別措置法